

第2次 松本市地域づくり実行計画

平成29年度～平成33年度



平成29年5月

松本市



一歩踏み出して、明るい未来を

～第2次地域づくり実行計画策定に当たり～

松本市長 菅谷 昭

松本市は、全国に先駆け「健康寿命延伸都市・松本の創造」を掲げ、その土台となる施策として、「地域づくり」に取り組んでまいりました。

この「地域づくり」を進めるため、平成24年からは、第1次松本市地域づくり実行計画に基づいて、市内35地区への「地域づくりセンター」の設置や、住民主体の地域づくりを進める地区の体制としての「緩やかな協議体」の整備の促進など、「市民が主役」を理念として、全国の自治体の規範となる、市民が主体となった、松本らしい地域づくりを進めてまいりました。

このような中、第1次松本市地域づくり実行計画を策定して5年が経過し、町会や町内公民館役員を始め、民生・児童委員、健康づくり推進員など、多くの皆さまのご尽力の結果、各地区における地域づくりの推進体制は、着実に整ってまいりました。

しかし、その一方で、地域包括ケアシステムの構築や地域の交通対策など、地域はいま、具体的な課題の解決に迫られています。

そこで、この度、計画の内容を見直し、新たに「組織体制の整備」から「具体的な課題解決の仕組みづくり」へと計画の重点をシフトさせた、第2次実行計画を策定しました。

本計画では、地域や行政を始め、NPO、大学、企業など、様々な個人や団体が主体性を持ちながら、その力を結集し、協働によって地域課題を解決する仕組みづくりに重点を置いており、そのための連携体制の整備や、人材育成に関する施策を定めています。

今後は、この計画を着実に実行し、松本市の地域づくりを次の段階へとステップアップさせてまいります。

地域づくりは、市民の皆さま一人ひとりが「主役は自分」という意識を持って参画することが不可欠です。皆さまの一層のご理解とご協力、そして、今後さらに多くの皆さまが主体的に地域の課題について考え、活動に参加していただく、そうした一歩前に踏み出す姿に、松本の明るい未来を展望しています。行政は、そのような市民・地域住民の皆さまの主体形成を力強く支えてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、松本市地域づくり市民委員会委員を始め、多くの市民の皆さまからご意見をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

平成29年5月

目 次

第1編 計画策定に当たって	1
I 計画策定の趣旨	2
II 計画の位置付け	2
III 計画の期間と進行管理	4
第2編 基本的な考え方	5
I 地域づくりとは	6
1 地域づくりとは何か	6
2 なぜ今“地域”が重視されるのか	7
3 地域づくりの基本理念	7
II 松本らしい地域づくりとは	8
1 公民館、福祉ひろばが基礎	8
2 松本市が目指す地域の姿	9
3 目指す姿の実現に向けた地域及び行政運営の在り方	9
4 実現に向けた体制	11
5 地域づくりを進める上で重視する点	12
第3編 地域づくり施策の成果と課題	15
I これまで進めてきた施策の体系	16
II これまで進めてきた施策の成果と課題	17
1 組織体制の整備について	17
2 地域づくりに向けた取組みについて	18
3 人材の育成について	19
4 協働の推進に向けた新たな関係の構築について	20
第4編 松本市の地域づくりの基本施策	21
I 地域づくりの基本方針	22
1 基盤づくりの推進	22
2 地域力の向上を図る取組みの推進	22
3 地域課題の解決に向けた取組みの推進	22
II 施策の体系図	23

第5編 実行に向けた施策	25
I 基盤づくりの推進	26
1 5つの協働体制の構築	26
2 職員の人材育成	31
II 地域力の向上を図る取組みの推進	33
1 自治力の強化	33
2 連帯力の強化	34
3 教育力の強化	35
4 文化力の強化	36
III 地域課題の解決に向けた取組みの推進	38
1 地域が提起する課題への取組みの推進	38
2 行政が提起する課題への取組みの推進	39
3 地域課題の解決に向けた実践等の推進	39
地域との協働により進める行政施策一覧	41
IV 施策の指標及び目標値	43
資料編	45
用語解説	47
第2次松本市地域づくり実行計画 策定の経過	48
松本市地域づくりを推進する条例	49
松本市地域づくり市民委員会設置要綱	51
第3期松本市地域づくり市民委員会委員名簿	52

第1編

計画策定に当たって

I 計画策定の趣旨

超少子高齢型人口減少社会の進展等の社会情勢の変化に伴い、地域コミュニティにおける課題は、増大し複雑化しています。

これらの課題を、地域、行政、NPO等の志縁型市民活動団体（以下「市民活動団体」という。）、大学、専門家、企業等、多様な主体（以下「多様な主体」という。）の協働^{※用語集¹}により解決していくため、本市は、平成24年に「松本市地域づくり実行計画」を策定し、各地区^{※用語集²}において、緩やかな協議体等の「地域の仕組みづくり」や、住民主体の地域づくりを支える地域づくりセンター等の「行政の仕組みづくり」を進めてきました。

計画策定から5年が経過し、各地区で地域づくりを進める体制は整ってきましたが、地域包括ケアシステムの構築や、都市機能の集約化と交通のネットワーク化による地域の生活機能の維持など、具体的な課題の解決に迫られてきています。

そこで、本計画の重点を、「組織体制の整備」から「具体的な課題解決の仕組みづくり」へとシフトさせ、本市の地域づくりを次の段階へとステップアップさせるため、計画の内容を見直すものです。

II 計画の位置付け

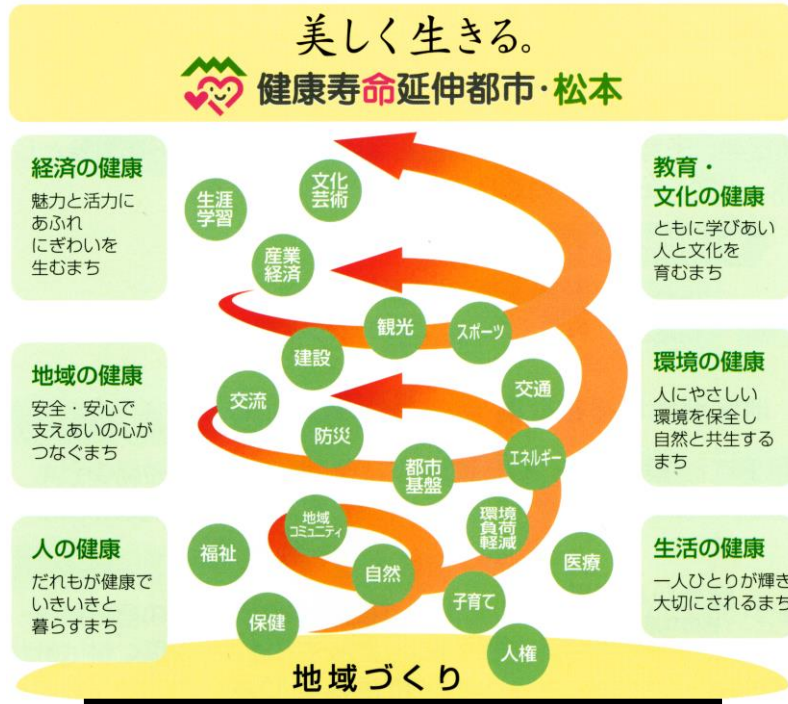
松本市の地域は、「ソーシャルキャピタル^{※用語集³}」とも言われる豊かな「地域力」を持っています。

この「ソーシャルキャピタル」は、学術的にも健康増進に良い影響を与えることが明らかとなっていることから、「第10次松本市基本計画」において、「地域づくり」は「健康寿命延伸都市・松本の基盤づくり」に位置付けられています。

また、基本計画では、「健康寿命延伸都市・松本」を更に前進させる「生きがいの仕組みづくり」に取り組むこととしていますが、“お互い様、お陰様”の精神で、住民が共に学び合い、支え合いながら地域で主体的に生きがいを見出す「地域づくり」は、地域における「生きがいの仕組みづくり」です。

本計画は、「健康寿命延伸都市・松本」を創造する「6つの健康（人の健康、生活の健康、地域の健康、環境の健康、経済の健康、教育・文化の健康）」の実現に向けた個別計画を、多様な主体の協働により、地域レベルで進めていくための仕組みをつくるもので、計画の策定に当たっては、関連する諸計画との整合性を図るとともに、地域づくり政策に市民意見を反映させるための組織である「松本市地域づくり市民委員会」からの意見等を取り入れながら進めます。

なお、個別の事務事業の内容については、向こう3カ年を計画期間として、毎年度見直しながら策定する実施計画により別に提示します。



美しく生きる。
健康寿命延伸都市・松本

人の健康	生活の健康	地域の健康	環境の健康	経済の健康	教育・文化の健康
松本市自殺予防対策推進計画 等	松本市健康づくり計画 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画 等	松本市地域福祉計画 松本市地域防災計画 等	松本市環境基本計画 松本市一般廃棄物処理計画 等	松本市商業ビジョン 松本市農林業振興計画 等	松本市教育振興基本計画 松本市文化芸術振興基本計画 等

松本市地域づくり実行計画
「健康寿命延伸都市・松本」の実現に向けた個別計画の地域における基盤として、多様な主体の協働による地域づくりの仕組みを構築する計画

松本市総合計画

Ⅲ 計画の期間と進行管理

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5カ年とします。

計画は、松本市地域づくり推進庁内調整会議等の庁内検討組織や、松本市地域づくり市民委員会といった市民組織により定期的に進捗状況を確認し、成果と課題を検証しながら必要な見直しを行います。

住民が主体的に動かなければ地域づくりは前に進みません。市は、地域の状況を的確に把握しながら、住民とともに丁寧かつ着実に計画を進めていきます。

第2編

基本的な考え方

I 地域づくりとは

1 地域づくりとは何か

地域づくりとは、「安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、市民が主体となって地域課題を解決していく活動や取組み」のことを言い（「松本市地域づくりを推進する条例」第2条第1号）、その取組みは、原動力となる「地域力の向上を図る取組み」と、これを基に進める具体的な「地域課題の解決に向けた取組み」とに分けることができます。

それぞれの取組みは無関係ではなく、地域にしっかりとした地域力があれば課題の解決が進み、また、地域課題の解決に取り組めば地域力が育まれるといった車の両輪の関係です。

(1) 地域力の向上を図る取組み

地域力とは、地域の自治力、連帯力、教育力、文化力を総合した力で、「ソーシャルキャピタル」とも言われる、いわば地域の基礎体力です。

本市は、地区においては公民館や福祉ひろばが、より身近な町会^{※用語集4}においては町内公民館等が中心となって地域力を育み、共に助け合う地域づくりを進めています。

地域の4つの力	説明
自治力	住民自らが話し合い、折り合いをつけながら地域を治める力
連帯力	お互い様の精神による地域のつながりの力
教育力	地域の担い手を発掘し、次代の人材を育くむ力
文化力	地域の文化を住民の共有財産として守り、活用し、地域の誇りを生む力

(2) 地域課題の解決に向けた取組み

地域課題の解決に向けた取組みとは、公民館や福祉ひろば等で培われた地域力を原動力に、地域の具体的な課題を解決していく取組みです。

地域の交通手段の確保や要援護者の見守り等の地域課題は、地域から提起されるケースと行政が施策として地域に提起するケースがあります。

どちらのケースも解決に当たっては、地域と地区の行政機関と関係課が連携し、学習を通して多くの住民の理解を得ながら進めることが重要です。

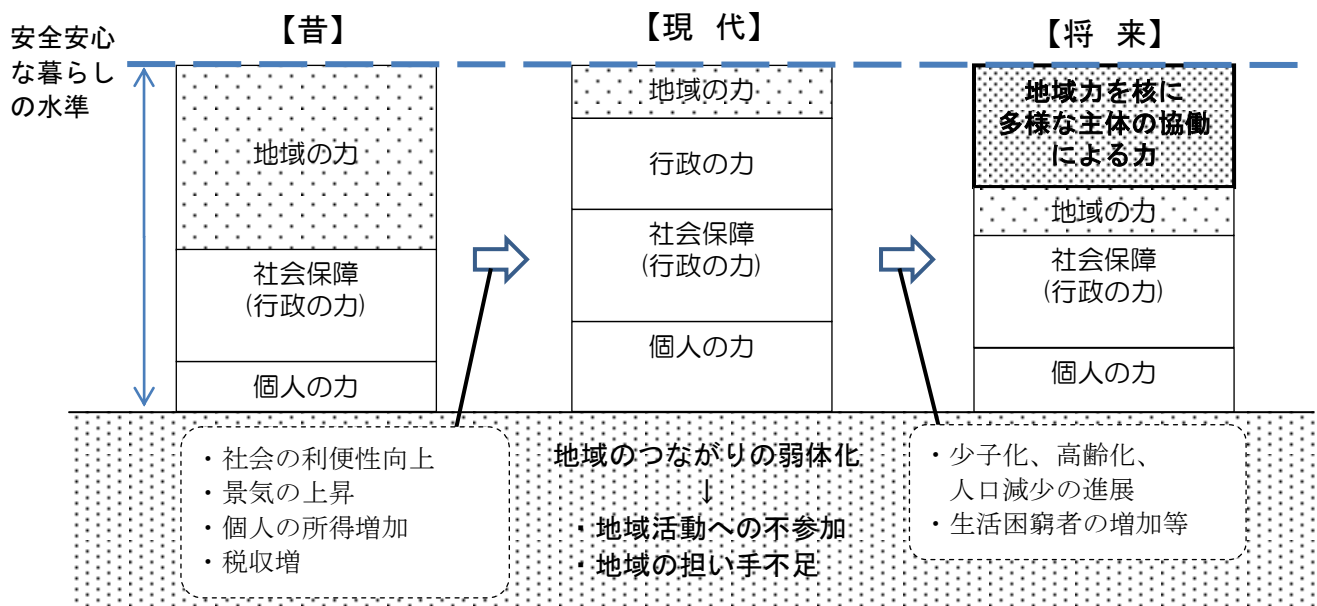
特に、行政が施策として地域に提起する場合は、課題に関わる担当課を中心に、地域づくりセンターが調整役となり、公民館が学習機能を担うなど、地区を担当する職員がそれぞれの役割に応じた業務を分担します。

2 なぜ今“地域”が重視されるのか

地域における課題が増大し複雑化している一方で、これまで、住民の安全・安心な暮らしの水準を維持してきた地域コミュニティは、社会構造や人々のライフスタイルの変化等により、近年、役員の負担増や担い手不足等の問題を抱え、厳しい状況にあります。

このような中で、互いに助け合いながら、安心して暮らせる持続可能な地域を創造するためには、多様な主体がその特性を十分に発揮し、協働によって地域課題を解決していく必要があります、地域の力はその核となります。

超少子高齢型人口減少社会における「地域を核とする協働の力」の必要性



3 地域づくりの基本理念

本市は、次に掲げる3つを地域づくりの基本理念として推進します。（「松本市地域づくりを推進する条例」第3条より）

- ① お互い様の精神を基本としながら、市民による地域課題の共有と、地域づくりへの主体的な参加を図り、もって公共の福祉を増進すること。
- ② 日常生活圏である地区を単位として、既存の自治の仕組みを生かし、町会と市との協働を基本としながら進めること。
- ③ 市民活動団体、大学等との連携を図りながら、各地区の課題解決に取り組むこと。

Ⅱ 松本らしい地域づくりとは

1 公民館、福祉ひろばが基礎

本市は、「市民が主役、行政は支援」の理念に基づき、地区を単位とした住民自治を大切に考え、公民館や福祉ひろば等を地区単位に設置するとともに、専任職員を配置し、住民と職員と一緒に考えながら地域課題に向き合ってきました。

住民の疑問や問題意識を取り上げ、学び、話し合いながら、地域の主体的な活動を生み出す公民館や福祉ひろばの理念や手法は、本市の特長の一つであり、現在の地域づくり政策や「地域包括ケアシステム・松本モデル^{※用語集5}」の取組みの基礎となっています。

【松本市公民館の理念】

- ① 身近な地域で、
- ② 「住民主体、行政は支援」にこだわり、
- ③ 子育て、健康、環境、人権、福祉まで幅広い地域課題を、
- ④ 住民と職員の協働により
- ⑤ 地域づくりに向けた学習と実践をめざす

【松本市の生涯学習に関する理念】

- ① 学習する権利
(だれもが自由に学べること)
- ② 学習を支援される権利
(だれもがそれぞれの学習について支援を受けられること)
- ③ 学習情報の提供を受ける権利
(だれもが学習についての情報をたやすく得られること)
- ④ 学習成果を社会に反映する権利
(だれもが学習の成果を社会に還元できること)

【福祉ひろばの理念】

- ① 私たちの「福祉」の拠点
地域にふさわしい自分たちで創る福祉、市民が主人公
- ② 「福祉」を軸に地域が変わる
公助・共助・自助がバランスよく回転し、前進していく拠点
- ③ いきいき人生の健康づくり
心豊かに暮らしていくための健康づくりをする拠点
- ④ 福祉ひろばは学びのひろば
福祉づくりについて学ぶ生涯学習の拠点
- ⑤ 松本に「福祉文化」を創造する
福祉を中心とした地域づくりの推進

2 松本市が目指す地域の姿

本市は、公民館や福祉ひろばの理念等を大切にしながら、地域にある様々な重要課題※用語集6を解決し、住民の安全・安心な暮らしを実現するため、次のような地域を「目指す姿」とします。

- ① 住民が折り合いをつけて暮らしていける「自治の仕組み」がある地域
- ② 住民が集い、生きがいを感じることができる「場」がある地域
- ③ お互いを尊重し、学び合い支え合う「人間関係」がある地域
- ④ 誰かが困ったり、何か行動しようとするときに「支援」がある地域
- ⑤ 地域の重要課題を解決する「多様な主体による協働の仕組み」がある地域

3 目指す姿の実現に向けた地域及び行政運営の在り方

地域を、目指す姿にしていくためには、次のような地域及び行政運営により、多様な主体による協働の仕組みを構築することが必要です。

(1) 地域運営の在り方

- ア 地域の団体が、自分たちの目標を持ち、各団体の共通目標である「住みよい地域を創る」ために地域課題を共有し、共に学び、話し合いながら解決策を見出す。
- イ 困っている住民の声等を把握し、かつ、地域にどのような課題があるのか、今地区がどのような状況なのか等の情報を住民に届ける。
- ウ 地域の問題や活性化に向けたアイデアなどについて、役員だけでなく地区に関係する誰もが意見を出し合える機会を設ける。
- エ 住民だけでは対応できない地域の困りごと等を解決するために、専門的知識や技術を持つ市民活動団体や大学、専門家等の力を積極的に取り入れる。
- オ 地域自治区制度のように一部の委員が地区の方針等を議論するのではなく、どのように合意形成を図るか、どのような人たちで地域の意思を決定するか、決めたことをいつ誰が実施するのか等を、課題ごとに話し合いながら決める。
- カ 地区の意思等を単純に多数決で決めるのではなく、利害関係者も含めた中で十分に学習と議論を積み重ね、その上で折り合いをつけながら合意形成を図る。
- キ 地区の役員だけで取り組むのではなく、役員以外の住民や市民活動団体、大学、専門家等、目的を共有する人たちが、それぞれの特性を生かせる部分で活躍し、協働によって地域課題の解決を進める。

(2) 行政運営の在り方

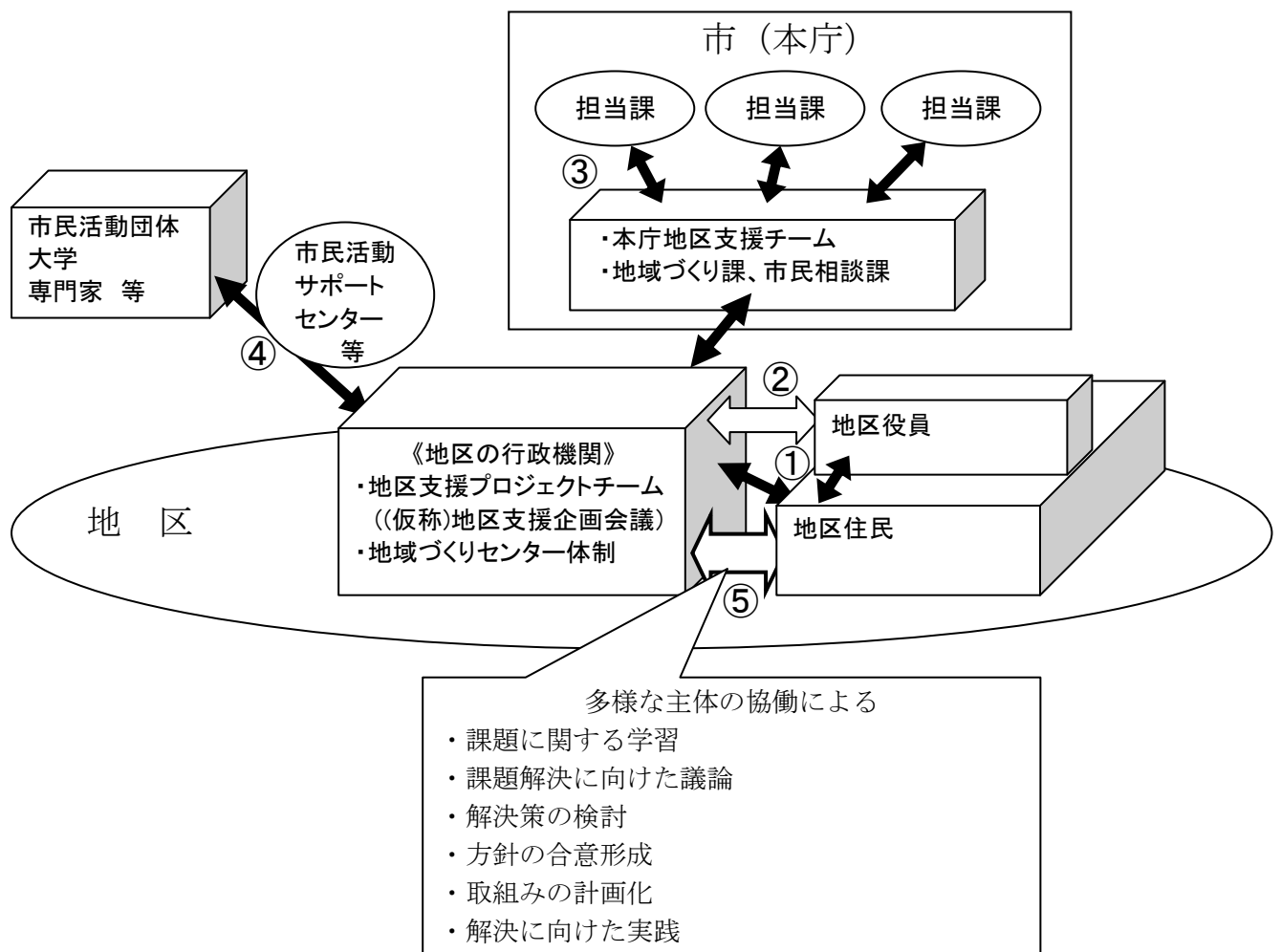
- ア 地域に、住民の困りごとを何でも相談でき、担当部署につながる窓口がある。
- イ 地域の情報を集約、整理し、必要に応じて適正な情報を住民に提示する。
- ウ 住民任せではなく、住民自治を尊重しながら、一緒に考え、必要に応じて助言、提言する。

- エ コーディネート能力やファシリテーション能力等を使い、地域の課題解決に向けた学習、協議から地区の合意形成、実践に至るまでを支える。
- オ 地域の課題解決に向けた取組みを支援するために、地区の行政機関同士や、地区の行政機関と本庁とがしっかりと連携する。
- カ 地域の中に住民が交流する機会や学ぶ機会を積極的に創る。

多様な主体による協働の仕組みとは

- ① 住民の困りごとが少なくとも行政、地域のいずれかに届くとともに、地域の情報が住民に届く仕組み
- ② 把握した困りごとを地区の行政機関と地区役員等が共有する仕組み
- ③ 地区の行政機関が困りごとを担当課につなぎ、必要に応じて関係課と地区の行政機関による地区支援体制を構築する仕組み
- ④ 市民活動サポートセンター等を通じて、市民活動団体や大学、専門家等と協働体制を構築する仕組み
- ⑤ 多様な主体が集まって、地域課題の解決に向けた話し合いや合意形成、協働による具体的な取組みを進める仕組み

<多様な主体の協働による地域の課題解決のイメージ>



4 実現に向けた体制

多様な主体による協働の仕組みを構築するための地域及び行政の体制は次のとおりです。

(1) 地域の体制

ア 緩やかな協議体

緩やかな協議体は、地区内から選ばれた住民の代表者が、地区の方針や取組み等を全て決めるのではなく、関係する団体の役員や課題に関心のある人、課題の当事者、関係する市民活動団体や大学等が集まり、学習や意見交換を十分に経た上で地区の意思を決める幅広い住民参加型の仕組みです。

誰が地区の意思を決めるかは、課題の内容に応じて話し合いにより柔軟に決めます。

(2) 行政の体制

ア 地域づくりセンター体制

本市は、このような行政の姿を実現するため、地区の最前線で住民を支える組織として、全35地区に地域づくりセンターを始め、地区公民館、福祉ひろばを設置し、これらを基盤とする地域づくりセンター体制や、地区支援プロジェクトチーム、また、本庁における本庁地区支援チームや地域づくり関係課調整会議といった体制を整備しています。

地域づくりセンター体制は、地域づくりセンターの地域振興機能を中心に、公民館の学習機能、福祉ひろばの地域福祉機能を一体的に機能させることで、より効果的に住民による地域力の向上と地域課題の解決を支える松本市独自の体制です。

公民館と福祉ひろばは、それぞれ独自の役割を持つ専門的な独立機関ですが、一体的に動きやすくするため、両機関の職員が地域づくりセンター職員を兼務・併任する体制としています。

イ 地区支援プロジェクトチーム

地区支援プロジェクトチームは、地域づくりセンター体制を中心に連携の幅を更に広げ、地区担当の保健師やケースワーカー、地域包括支援センター、社会福祉協議会等地区に關係する職員も加わる中で、住民主体の地域づくりを支援する組織です。

プロジェクトチームは次のような役割を担います。

- ① 構成する機関や職員間の連絡調整
- ② 地域課題の共有及び地域への投げかけ
- ③ 地域づくりの支援策の検討と実践

ウ 本庁地区支援チーム

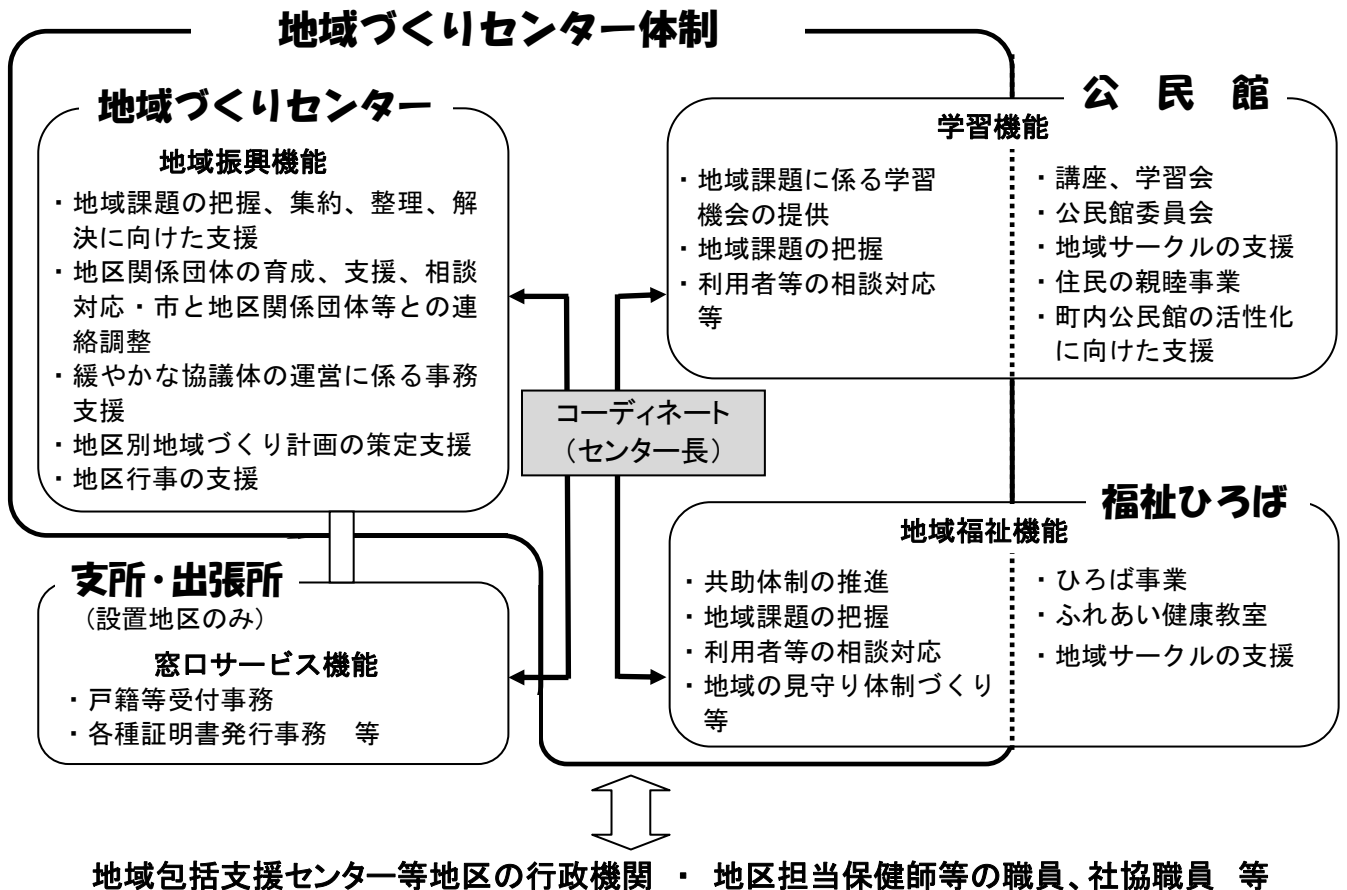
本庁地区支援チームは、地域づくりセンターから要請があった場合等に、必要に応じて地域づくり課が調整し、本庁の關係課職員によって組織される部局横断型の非常設組織です。

地区が重点的、優先的に取り組む地域課題に対して、専門的な情報や技術を提供し、地区との協働による課題解決を進めます。

エ 地域づくり関係課調整会議

地域づくり関係課調整会議は、地域づくりセンター、地区公民館、福祉ひろばを所管する、地域づくり課、中央公民館、福祉計画課を中心に構成し、そこに地域課題の関係課を加え、連携しながら地区の地域づくりを支援する定例会議です。

<地域づくりセンター体制 >



5 地域づくりを進める上で重視する点

地域づくりを進めるに当たっては、公民館や福祉ひろばの理念等を基に、次の6つの点を重視します。

《 重視する点 》

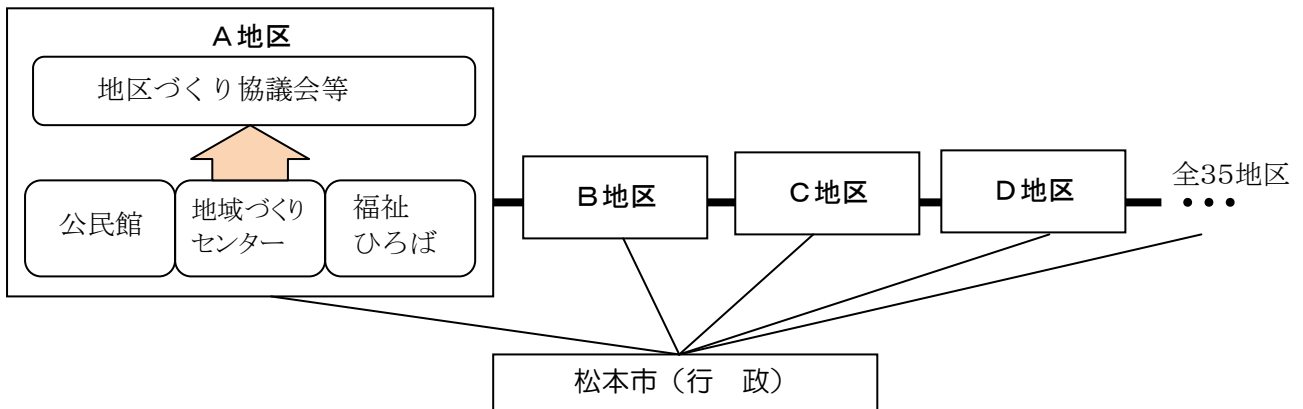
- ① お互い様の精神で、住民の主体的な参加により進める。
- ② 35地区それぞれの特色を生かしながら進める。
- ③ 町会と市とが対等な関係を維持し、町会を核としながら進める。
- ④ 学びを基盤としながら進める。
- ⑤ 多様な主体の協働により進める。
- ⑥ 地域のペースに合わせて進める。

(1) お互い様の精神で、住民の主体的な参加により進める。

誰かに強制されるのではなく、「困ったときはお互い様」の精神で、地域の困りごとを「他人ごと」ではなく「自分ごと」と捉え、「自分たちの地域は自分たちで創る」といった住民の主体性を重視しながら進めます。

(2) 35地区それぞれの特色を生かしながら進める。

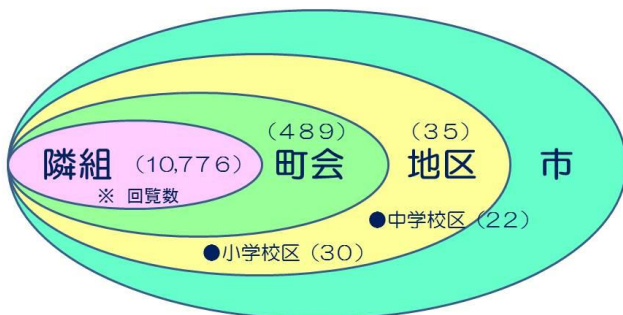
本市は、独自の文化や自治の仕組みを有する35の地区により成り立っています。各地区には、これを支える、地域づくりセンターや公民館、福祉ひろばが設置されており、それぞれ住民との協働により、地区を基本エリアとする特色ある地域づくりを進めます。市は各地区と連携を図りながら、これを支援します。



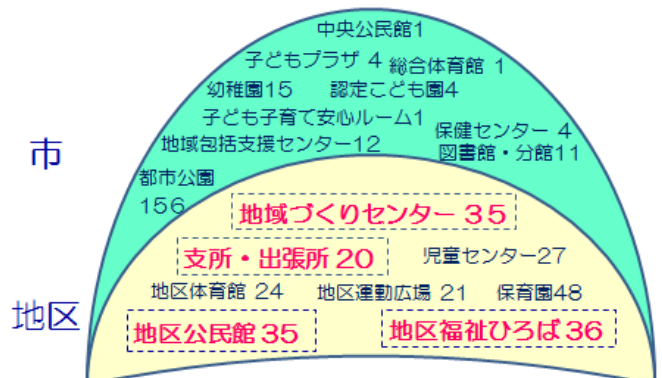
(3) 町会と市とが対等な関係を維持し、町会を核としながら進める。

町会は、地域を代表するかけがえのない存在です。町会を市政運営の重要なパートナーであると同時に、地域づくりを進める核と位置付け、対等な関係を維持しつつ、協働による地域づくりを進めます。

松本市の地域コミュニティ



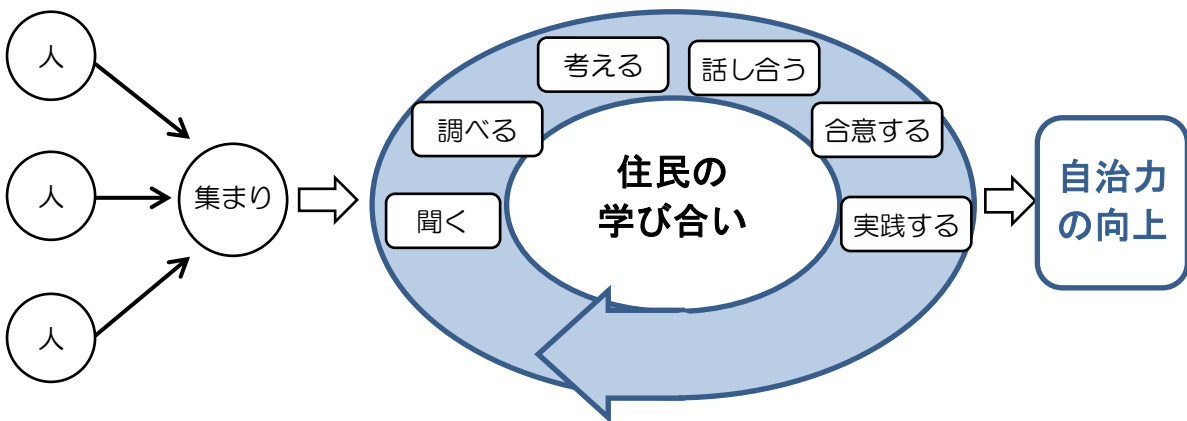
地区を支える行政組織等



(4) 学びを基盤としながら進める。

地域の困りごとを「聞く」、「調べる」、課題について「考える」、「話し合う」、解決に向け「合意する」、「実践する」といった取組みを通じて住民が学び合い、地域の自治力が向上することを重視しながら進めます。

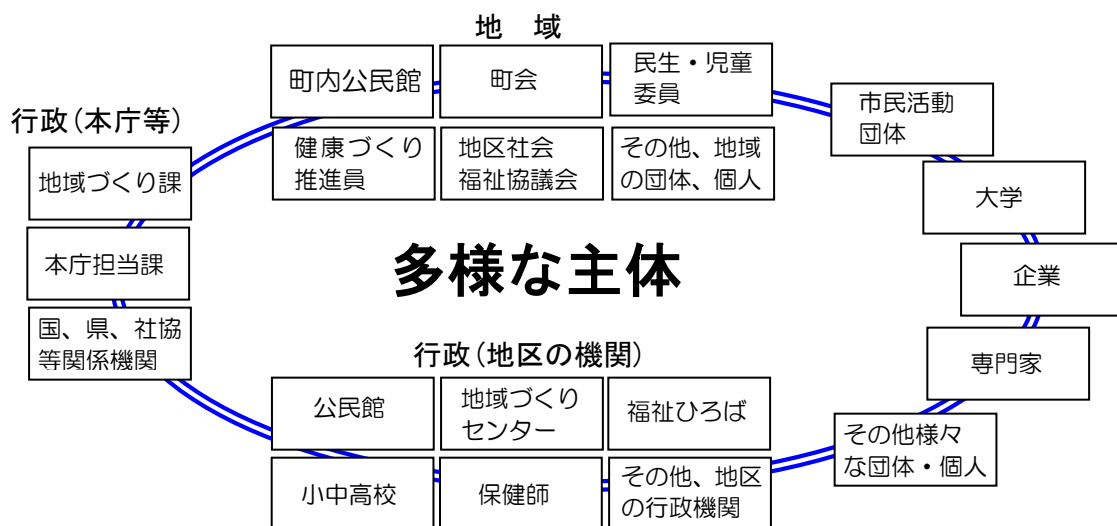
この住民の学習の自由を保障する役割を担うため、公民館は、市長部局から中立的な立場で学習機会を提供し、住民の学習の自由を保障していくことの必要性から教育委員会の所管としています。今後も、この立場を十分踏まえ、地域や学校教育等との連携強化を図りながらより一層地域に根ざした社会教育を進めます。



(5) 多様な主体の協働により進める。

多様な主体が集まり、話し合いを通して目的を共有し、全体を調整しながら各自がその特性を生かした活動を展開していく、「協働」の精神を重視します。

そのため、基本的には、地域においても行政においても組織を統合するのではなく、それぞれが主体性を持ちながら、「協働」という手法を用いて地域づくりを進めます。



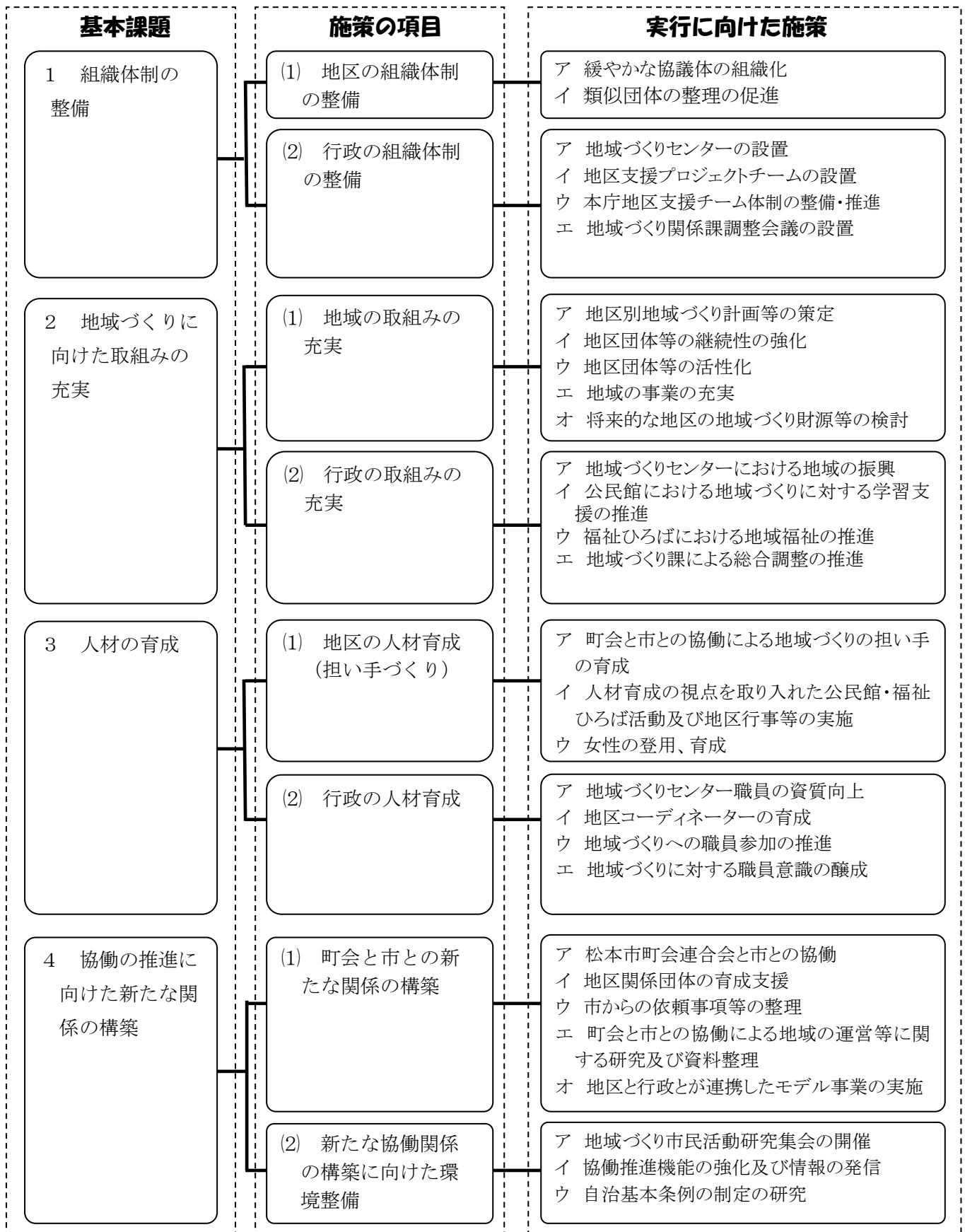
(6) 地域のペースに合わせて進める。

住民主体の地域づくりを進めるためには、住民自身が学習等を通じて地域の課題を理解し、納得した上で、解決に向け取り組んでいくことが必要です。

これまで公民館や福祉ひろばが、住民と共に学びながら進めてきた手法を継承し、住民と足並みを揃え、地域のペースに合わせて進めます。

第3編
地域づくり施策の
成果と課題

I これまで進めてきた施策の体系



Ⅱ これまで進めてきた施策の成果と課題

これまで地域づくり実行計画に基づいて進めてきた施策についての成果と課題は、次のとおりです。

1 組織体制の整備について

(1) 地区の組織体制の整備

項目	成果	課題
ア 緩やかな協議体について	・現在、大半の地区が地域づくり協議会等を整備し、これにより、各地区で団体間における顔の見える関係づくりを促進	・多くの地域づくり協議会等は、幅広い住民が参加して地域課題について学び、解決に向けて話し合う機能を強化することが必要
イ 類似団体の整理について	・4地区で地区団体の整理が進み、会議数の減少等役員負担が減少（防犯協会と地区防災会（松南地区）、地区福祉ひろば事業推進協議会と地区社会福祉協議会（笹賀、寿台地区）等）	・統廃合だけでなく、類似団体の運営の効率化が可能な地区が存在すると思われ、今後更に検討を進めることが必要

(2) 行政の組織体制の整備

項目	成果	課題
ア 地域づくりセンターについて	・平成26年4月、全35地区に設置し、地域づくりを支援 ・センターの支援により、新たに地区運動会の開催（城東地区）、福祉互助会の設立（中央地区）、その他、各地で地域づくり協議会等の設立を推進	・公民館や福祉ひろばとの連携体制の強化が必要 ・センターの機能を十分に発揮するため、引き続き、適正な人員体制、組織体制の検討が必要
イ 地区支援プロジェクトチームについて	・「地区担当職員連絡会」等の名称で、26地区で定例開催 ・各地区の地域包括ケアシステムの推進にチーム体制で参画	・議題が各機関の事業等の連絡のみという地区も多い。 ・今後、地域課題や地域への支援策の検討といった取組みが必要
ウ 本庁地区支援チームについて	・平成26年度、創蓄省エネルギー化モデル構想を策定（四賀地区） ・並柳団地プロジェクトに参画（庄内地区） ・コミュニティバス運行事業に参画（本郷、中山地区等） ・地区の個別課題に対し地域づくり課が関係課と調整を実施	・他にもチームの支援を求める地区が存在しており、チームを円滑に組織化し対応していく体制の整備が必要

エ 地域づくり関係課調整会議について	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から定例開催 地域づくり関係職員の合同研修や地域包括ケアシステムに関する部局横断の取組みを調整 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に関する各課の課題を共有し、解決策を提案する機能の充実が必要
--------------------	--	--

2 地域づくりに向けた取組みについて

(1) 地域の取組みの充実

項目	成果	課題
ア 地区別地域づくり計画等の策定について	<ul style="list-style-type: none"> 神林、梓川地区で計画を策定 住民が目指す地域の方向性の共有を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の解決策を合意して初めて計画が必要となるので、まずは課題の把握と解決に向けた協議を始めることが必要
イ 地区団体等の継続性の強化について	<ul style="list-style-type: none"> 多くの地区で会議資料、情報紙等を整理保存し、地区団体の継続性を強化 	<ul style="list-style-type: none"> より自立した地区団体となるよう、慣例に捉われない活動に向けた検討の促進が必要
ウ 地区団体等の活性化について	<ul style="list-style-type: none"> 多くの地区で町会加入促進や地区役員の負担軽減策を推進 町会運営の活性化に向けて「町会運営の手引き」を作成し活用 	<ul style="list-style-type: none"> 市の依頼事項の削減等、役員の負担軽減に向けた全庁的な取組みが必要
エ 地域の事業の充実について	<ul style="list-style-type: none"> 公民館が全地区で地区再発見情報発信事業等を展開 地域づくり推進交付金を活用し、事業の充実や新たな事業に活用 	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源の掘り起しや、様々な立場の住民の交流等の取組みが必要
オ 将来的な地区の地域づくり財源等の検討について	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に二つの財政支援制度（松本市地域づくり推進交付金、松本市地域振興事業補助金）を創設し、各地区の特色を生かした地域づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくりに対する制度の効果を検証することが必要

(2) 行政の取組みの充実

項目	成果	課題
ア 地域づくりセンターによる地域振興について	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の把握や整理、緩やかな協議体の事務支援等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地区の担い手育成や体制づくりに更に積極的な働きかけが必要
イ 公民館による学習支援について	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省委託事業等により他部局と連携した公民館活動を展開 	<ul style="list-style-type: none"> 各地区で町内公民館の振興や住民の自主活動を促進する取組みが必要
ウ 福祉ひろばによる地域福祉の推進について	<ul style="list-style-type: none"> 「町会ふれあい健康教室」等、町会単位での地域福祉活動が充実 ウォーキング等、健康増進の取組みを推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地区別地域福祉計画に基づく事業の推進等、地域の福祉課題に対応した取組みの充実が必要

エ 地域づくり課による総合調整について	<ul style="list-style-type: none"> 各地区の地区担当職員連絡会の定例化により、部局横断の体制づくりを促進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくりに係る情報の収集・提供能力の強化が必要 本庁地区支援チームの設置等、関係課間の調整機能の強化が必要
---------------------	--	---

3 人材の育成について

(1) 地区の人材育成（担い手づくり）

項目	成果	課題
ア 地域づくりの担い手の育成について	<ul style="list-style-type: none"> 町会長初任者等研修会等を開催し、地域リーダーを育成 地域づくりインターンシップ戦略事業を実施し、若者が地域づくりに貢献 	<ul style="list-style-type: none"> 役員だけでなく地域における幅広い住民の活躍の場づくりが必要 より多くの若者が地域に参加する仕組みが必要
イ 人材育成の視点を持った地区事業について	<ul style="list-style-type: none"> 地区役員等を対象に、地域包括ケアや防災に係る研修等を実施（14地区） その他、役員対象のファシリテーション研修（中山地区）、担い手発掘のための交流事業（第三地区）等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 有効な人材育成方法を見出すのが困難という地区が多く、担い手づくりの取組みに対する地区への支援が必要
ウ 女性の登用、育成	<ul style="list-style-type: none"> 女性町会長の割合が、1.0%（平成23年度末）から2.0%（平成27年度末）に上昇するなど、女性の登用を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 緩やかな協議体の体制づくりにより、女性に限らず、誰もが参画しやすい地区運営体制の構築が必要

(2) 行政の人材育成

項目	成果	課題
ア 地域づくり関係職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり関係職員の合同研修により地域づくりの認識を共有 地域づくり関係課の個別研修により各々の専門性を向上 	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり関係職員に必要な能力とその習得方法の検討が必要
イ 地区コーディネーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくりセンター長、公民館主事研修でファシリテーター研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ファシリテート能力に加え、住民の活躍の場づくりや住民の参画意欲を上げる技術の向上が必要
ウ 地域づくりへの職員参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員への消防団案内等、職員の地域活動への参加を奨励 	<ul style="list-style-type: none"> 職員が、継続的に地域に参加しやすい仕組みの検討が必要
エ 地域づくりに対する職員意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用職員に、地域づくり・協働推進研修を実施し、住民との協働による地域づくりに対する意識を醸成 	<ul style="list-style-type: none"> 住民と共に市政を創る理念の定着を図るため、研修の充実が必要

4 協働の推進に向けた新たな関係の構築について

(1) 町会と市との新たな関係の構築

項目	成果	課題
ア 町会連合会と市との協働について	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から専任事務員を配置し、町会連合会の事務について、市と町会連合会の役割分担を整理 大雪対応に関するアンケートを実施し、町会連合会から市に政策提案 町会運営に関するアンケートを実施し、情報共有を図りながら加入促進策等を研究 	<ul style="list-style-type: none"> 町会運営に関するアンケートの結果を基に、引き続き、町会加入の促進策や役員の負担軽減策、時代に即した町会運営の研究が必要
イ 地区関係団体の育成について	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくりセンターが地区団体の事務や運営を支援・育成 	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくりセンターと地区団体との役割分担の検討が必要
ウ 市からの依頼事項等の整理について	<ul style="list-style-type: none"> 市からの依頼事項を地域づくりセンターが整理する体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の役員負担の軽減のため、市の依頼事項の整理や配布文書の削減の推進が必要
エ 地域運営に係る研究等について	<ul style="list-style-type: none"> 一部の地域づくりセンターで、地区の現況資料を作成 	<ul style="list-style-type: none"> 各地区で地区の現況等に係る資料を作成し、地域課題に係る検討の促進が必要
オ 地区と行政との連携事業の推進について	<ul style="list-style-type: none"> 各地区で地域包括ケアシステム構築事業に着手 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケア以外にも、様々な地域課題について連携事業を進める体制やルールの整備が必要

(2) 新たな協働関係の構築に向けた環境整備

項目	成果	課題
ア 市民活動研究集会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から毎年開催し、地域づくりに対する市民意識を醸成 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な主体が協働で地域づくりに取り組む必要性の意識啓発が必要
イ 協働推進機能の強化について	<ul style="list-style-type: none"> 「市民活動と協働を推進するための基本指針」により市民活動サポートセンターの役割等を明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動サポートセンターの、地域と市民活動団体とを結ぶコーディネート機能の強化が必要
ウ 住民自治を促進する条例について	<ul style="list-style-type: none"> 「地域づくりを推進する条例」を制定し、住民が主体となって地域づくりを進めることを明文化 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い住民に対して基本理念の定着を図ることが必要

第4編
松本市の地域づくりの
基本施策

I 地域づくりの基本方針

目指す地域づくりの姿を実現するため、「基盤づくり」、「地域力の向上を図る取組み」及び「地域課題の解決に向けた取組み」を進めます。

1 基盤づくりの推進

多様な主体がその特性を十分に生かし、協働によって地域課題を解決していくため、「5つの協働体制（地域の協働体制、地区支援機関の協働体制、本庁各課等の協働体制、市民活動団体や大学等との協働体制、総合的な協働体制）」の構築を進めるとともに、住民主体の地域づくりを支える職員の人材育成を進め、地域づくりの基盤を固めます。

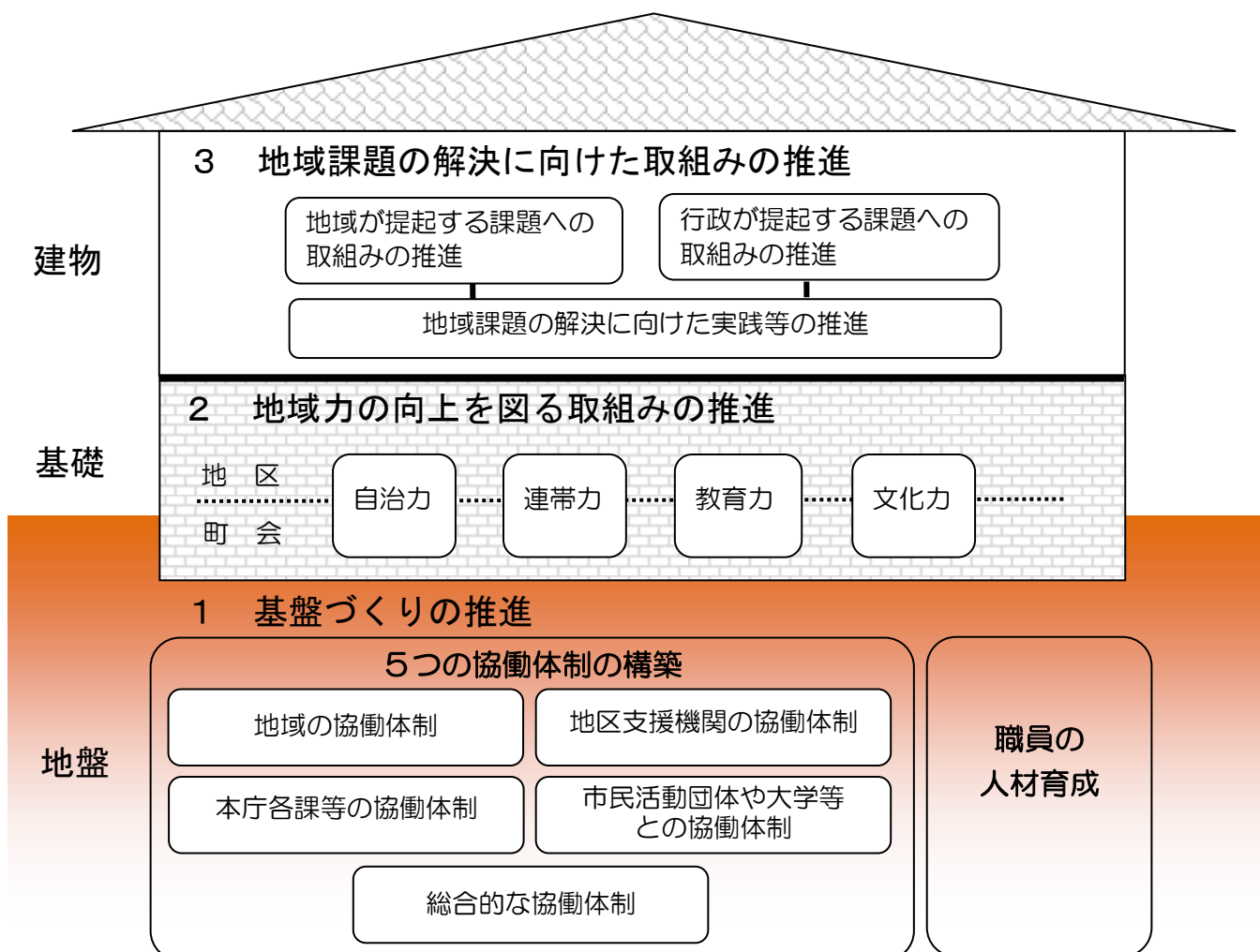
2 地域力の向上を図る取組みの推進

地域力を構成する4つの力（自治力、連帯力、教育力、文化力）の強化に向けて、地区の取組みや、地域コミュニティの基礎となる町会の取組みへの支援を進めます。

3 地域課題の解決に向けた取組みの推進

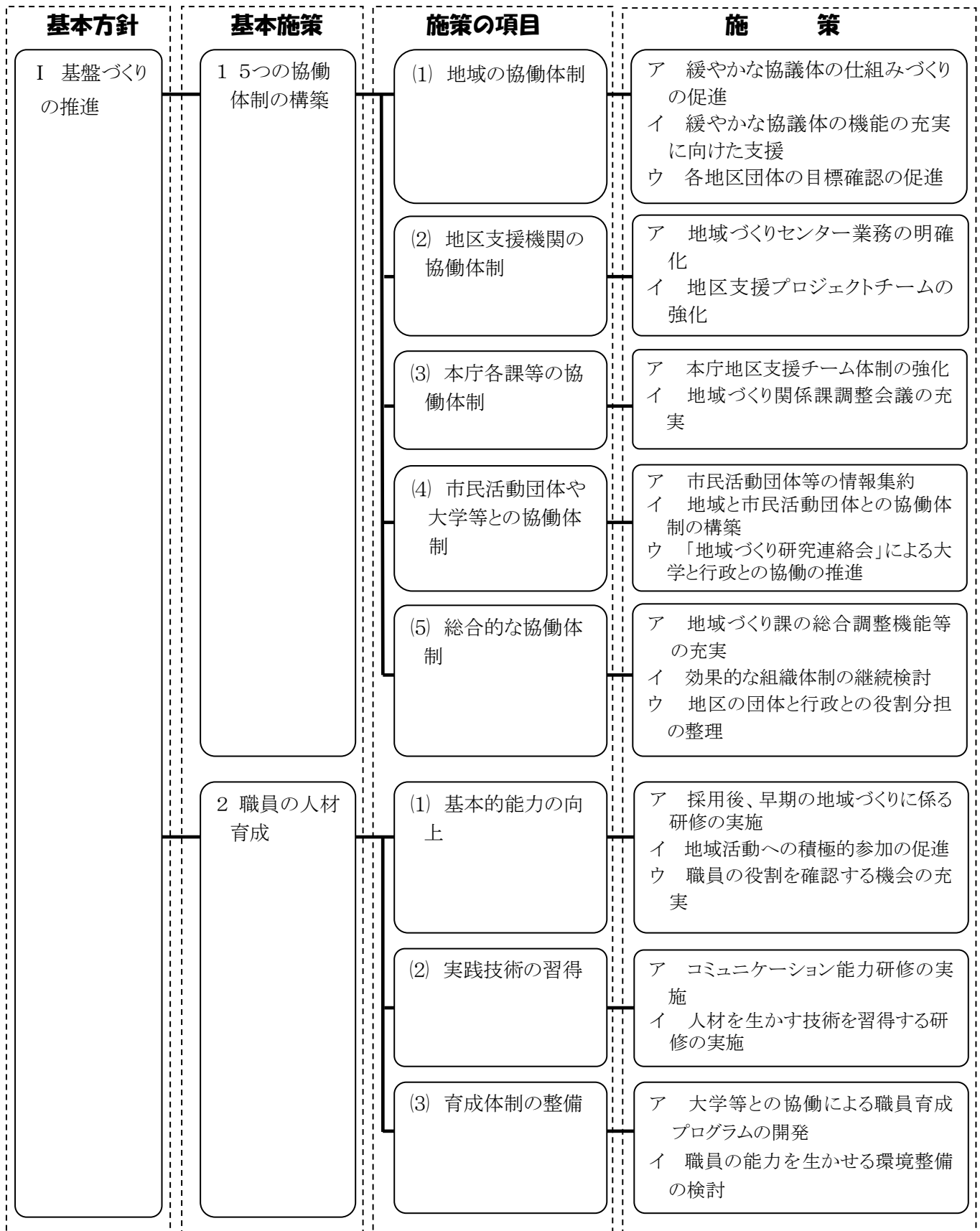
地域が提起する課題の解決に向け、多様な主体の協働による取組みを進めるとともに、行政が提起する課題の解決に向け、地域と行政とが十分な調整を経た上で課題解決に取り組む体制づくりを進めます。

《 基本方針のイメージ 》



II 施策の体系図

本計画の施策体系は次のとおりです。





第5編

実行に向けた施策

I 基盤づくりの推進

1 5つの協働体制の構築

地域づくりは、多様な主体の協働によって進めることが重要です。

協働を進めるには、各団体等が、実現させたい地域の姿や、そのために取り組むべき目標を明らかにし、その上で、関わる団体間の共通目標を見出す必要があります。

これを踏まえながら、次の5つの協働体制の構築を進めます。

《5つの協働の体制》

協働体制	説明
地域の協働体制	地域の様々な団体や個人が、協働によって地域課題の解決を図る体制
地区支援機関の協働体制	地域づくりセンター、公民館、福祉ひろば等、地区を支援する様々な行政機関等が、協働によって地域の取組みを支える体制
本庁各課等の協働体制	地域力の向上や地域課題の解決に関係する部局等が、協働によって地区支援機関や地域の取組みを支える体制
市民活動団体や大学等との協働体制	専門的な技能を持つ市民活動団体や大学、専門家、企業等が、協働によって、地域の取組みを支える体制
総合的な協働体制	地域の団体、地区支援機関、本庁の関係部局、市民活動団体や大学等、それぞれの協働体制を地域づくり課が総合的に結び、地域づくりを進める体制

(1) 地域の協働体制

ア 施策の方向性

本市が目指す「地域の姿」（P 1 1 参照）の実現に向け、「緩やかな協議体」等の各地区の運営体制を見直します。

見直しに当たっては、できるだけ多くの住民が参加し、自由に意見を出し合いながら進めるように工夫します。

イ 施策

(○：主たる担当課等、関係性の強い順に記載 ※以降全ての施策表に適用)

施策	内容	関係課等
緩やかな協議体の仕組みづくりの促進 ※ 未整備地区に対する取組み	<ul style="list-style-type: none">・緩やかな協議体の意義について住民が議論する機会を創出します。・緩やかな協議体の仕組みづくりに向けた検討や準備を支援します。	○地域づくりセンター ・地区公民館

<p>緩やかな協議体の機能の充実に 向けた支援 ※ 整備済み地区に対する取 組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緩やかな協議体の体制が、めざす姿にどれだけ近づいたか、各地区で検証します。 ・例えば、問題を把握する機能の強化に向けては、下記の松本市地域づくり市民委員会の提言（以下「提言」という。）を参考にするなどして、弱い機能を見直していくよう促します。 	<p>○地域づくりセンター</p>
<p>各地区団体の目標確認の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の共通目標を見出すため、まずはそれぞれの団体が目標とする地域の姿を確認し合う機会を創出します。 	<p>○地域づくりセンター ○地区公民館 ○福祉ひろば</p>

【参考】松本市地域づくり市民委員会の提言（H28.12.13）より
 地域で住民の声を拾う体制の例～「はひふへ本音の大作戦」

は 話でひろう不満の声
 ひ 一人ひとりの意見はアンケート
 ふ 不満があれば目安箱
 へ 変だと思ったら町会長か地域づくりセンターへ
 ほ 他の用事と御用聞き（町会費の集金時など）

(2) 地区支援機関の協働体制

ア 施策の方向性

地区を支援する機関は、住民が動くのをただ待つという姿勢ではなく、これまで以上に各機関が把握している情報を共有し、積極的に地域課題の分析や地域への提案を行っていくよう、地域づくりセンター体制や地区支援プロジェクトチーム体制の強化を図ります。

イ 施策

施策	内 容	関係課等
<p>地域づくりセンター業務の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「めざす地域づくりの姿」（P 11～参照）を基に、全地区の地域づくりセンターが共通して行う業務を定めま 	<p>○地域づくり課 ・地域づくりセンター</p>
<p>地区支援プロジェクトチームの強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区を担当する職員で構成される「地区支援プロジェクトチーム」を発展させ、関係職員が協働で、地域課題に関する情報整理や住民への提示、地域の活動に対する支援策の検討等を行う「(仮称)地区支援企画会議」を全地区に設置します。 	<p>○地域づくり課 ○地域づくりセンター ・地区公民館 ・福祉ひろば ・健康づくり課 ・地域包括支援センター</p>

(3) 本庁各課等の協働体制

ア 施策の方向性

各地区の地域づくりに対する支援を円滑に行うため、本庁地区支援チームの組織化のプロセスの整備や、地域づくり関係課調整会議の機能の充実に図り、地域の支援策等を部局横断で検討する体制を構築します。

イ 施策

施策	内容	関係課等
本庁地区支援チーム体制の強化	<ul style="list-style-type: none">部局横断で地区に施策展開している事例を調査、集約します。本庁地区支援チームを組織するプロセスをルール化します。	○地域づくり課
地域づくり関係課調整会議の充実	<ul style="list-style-type: none">関係課の範囲を広げ、各課の施策展開を調整する機能を強化します。関係課が抱える問題に対する解決策を検討し、提案する機能を強化します。	○地域づくり課 ・福祉計画課 ・中央公民館 ・高齢福祉課 ・健康づくり課

(4) 市民活動団体や大学等との協働体制

ア 施策の方向性

平成27年に策定した「市民活動と協働を推進するための基本指針」等に基づき、市民活動サポートセンター、地域づくり課、地域の大学、その他関係課等が連携し、市民活動団体や専門家等に係る情報集約及び協働体制の構築を進めます。

イ 施策

施策	内容	関係課等
市民活動団体等の情報集約	<ul style="list-style-type: none">市民活動団体やボランティア等の情報をネットワーク化し、市民活動サポートセンターが管理します。	○地域づくり課 ・中央公民館 ・高齢福祉課 ・情報保有課
地域と市民活動団体との協働体制の構築	<ul style="list-style-type: none">市民活動サポートセンターの、地域と市民活動団体等とをコーディネートする機能を強化します。施策担当課が持つ専門家の情報を積極的に活用し、連携強化による課題解決を進めます。	○地域づくり課 ・中央公民館 ・高齢福祉課 ・施策担当課
「地域づくり研究連絡会」による大学と行政との協働の推進	<ul style="list-style-type: none">地域づくりを効果的に進めるための新たな話し合いの手法等を研究します。住民や職員の人材育成方法や、地区に対する効果的な支援策等を研究します。	○地域づくり課

(5) 総合的な協働体制

ア 施策の方向性

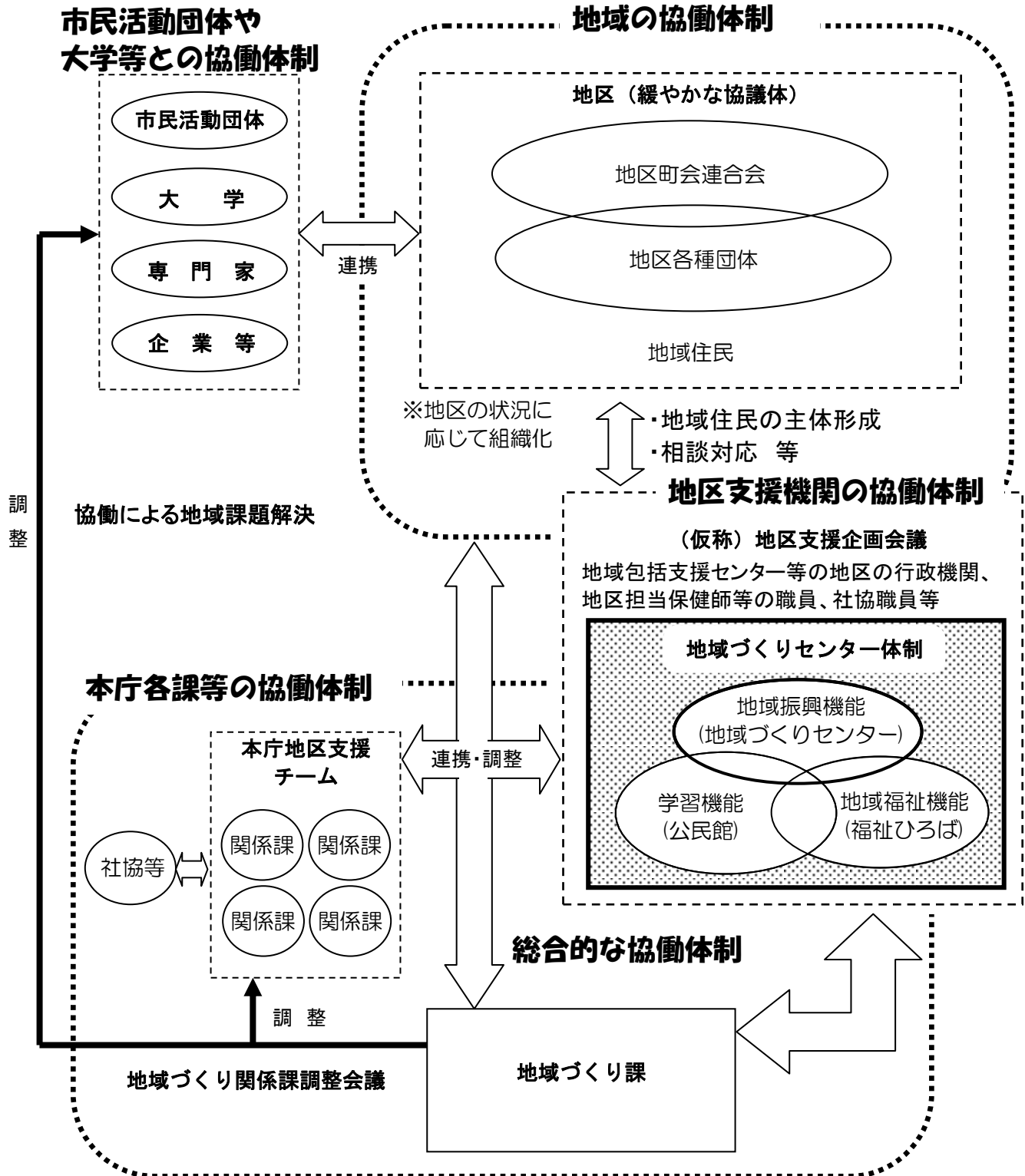
地域づくり課の総合調整機能を強化し、「地域」「地区支援機関」「本庁各課等」「市民活動団体や大学等」それぞれの協働体制を結ぶ、より大きなネットワークを構築します。

地域づくりセンターの設置により、地区の自律性が損なわれるのではないかと意見もありますが、行政支援によって、各団体が地区のために活動しやすくなるよう、役割分担を整理します。

イ 施策

施策	内容	関係課等
地域づくり課の総合調整機能等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり実行計画の施策を推進するための分野別調整会議を設置します。 ・市内外の地域づくり事例や自治会運営に係る情報等を収集、整理、提供する機能を強化します。 ・近隣地区が連携して大きな地域課題の解決に取り組む必要がある場合は、地域づくり課が中心となって地区間の連携を調整します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくり課 ・福祉計画課 ・中央公民館 ・高齢福祉課 ・健康づくり課 ・施策担当課
効果的な組織体制の継続検討	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティワーク^{※用語集7}機能等、地区を支えるために必要な機能を検討し、より効果的な組織、人員体制に向けた整備を進めます。 ・地区の取組支援や組織間調整等、地域づくり課の政策調整機能の強化に必要な人員の確保について検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくり課 ○福祉計画課 ○中央公民館 ・高齢福祉課 ・健康づくり課 ・行政管理課
地区の団体と行政との役割分担の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の団体と地区の行政機関の関係の在り方や、役割分担について調整する機会を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりセンター ・地区公民館 ・福祉ひろば ・地域づくり課

地域づくりの基盤となる5つの協働体制



2 職員の人材育成

地域づくりを支える職員は、住民との信頼関係を構築し、地区の団体間の連携や関係機関との調整を行う等、多岐にわたる能力が求められます。

これまでの課題として、地域づくりに関わる職員に必要な力の明確化や、その力を計画的に身につけるための人材育成方法の確立があがっていることから、地域づくりに関わる職員に求められる力を整理し、必要な研修等を行います。

《 地域づくり関係職員に求められる力 》

求められる力	説明
プレゼンテーション能力	住民の理解を促すため、簡潔で分かりやすく伝える力
自分の役割を的確に捉える力	自分の役割を、単に「業務を行うこと」ではなく、「目指す地域づくりの姿を実現すること」と捉え、住民の視点を大切にしながら柔軟に業務に取り組む力
コミュニケーション能力	住民との円滑な関係を構築し、共に地域づくりを進めていくため、住民と交流し、信頼関係を築く力
コーディネート能力	住民、行政、市民活動団体等、様々な立場の人との連携を調整し、協働を生み出す力
ファシリテーション能力	合意形成や相互理解をサポートし、組織や参加者の活性化や協働を促進する力
人を生かす能力	地域の人材の掘り起しや、住民が主体的に地域づくりに関わる仕掛けづくり等の人材活用能力

(1) 基本的能力の向上

ア 施策の方向性

住民に労力の提供を依頼するだけでは「協働」とは言えません。住民が生きがいを感じながら共に地域づくりを進めていくには、活動に価値を見出す「学び」の要素が必要です。

この住民の「学び」を重視する姿勢や、住民の理解を得るために分かりやすく説明する力といった基本的能力は、全ての職員が早い段階で身につけておくべき力であることから、職員課と連携し、計画的に研修等を実施していきます。

イ 施策

施策	内容	関係課等
採用後、早期の地域づくりに係る研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 学びを通して「住民の主体性」や「市民との協働」を創っていく力を身につける研修を実施します。 プレゼンテーション能力の向上を図る研修を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくり課 ○職員課
地域活動への積極的参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> 居住する地域の活動等に対する職員の積極的な参加を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくり課 ○職員課
職員の役割を確認する機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 職員同士が対話を通じて、自分の果たすべき役割を確認し合う研修を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくり課 ○職員課

(2) 実践技術の習得

ア 施策の方向性

住民との信頼関係を築くためのコミュニケーション能力、学習機会や住民の活躍の場をコーディネートする能力等は、現場での実践と研修を並行して行うことで効果的に身につくことから、地域づくりの現場職員に的を絞った研修を部局横断で実施します。

イ 施策

施策	内容	関係課等
コミュニケーション能力研修の実施	・傾聴や発話研修と住民との実際の対話を組み合わせることで、より効果的な地域づくり関係職員のコミュニケーション能力の向上を図ります。	○地域づくり課 ○中央公民館 ○福祉計画課 ・高齢福祉課 ・健康づくり課
人材を生かす技術を習得する研修の実施	・積極的に地域づくりに参画する住民を育成するため、地域づくり関係職員に、コーディネート能力、ファシリテーション能力、その他、下記の提言にあるような、人材を生かす能力を習得するための研修を実施します。	○地域づくり課 ○中央公民館 ○福祉計画課

【参考】松本市地域づくり市民委員会の提言（H28.12.13）より

「人を生かす技能等を習得するために学ぶべき事項」

- ・観察力、情報収集力、ネットワーク構築力などの地域運営に係る基本スキル
- ・成功、失敗双方の事例から学ぶ地域マネジメントのノウハウ
- ・地域づくりに関する他の専門職の情報

(3) 育成体制の整備

ア 施策の方向性

地域づくり関係職員等を効果的に育成するため、庁内体制の整備や関係機関との連携体制の強化等に取り組みます。

イ 施策

施策	内容	関係課等
大学等との協働による職員育成プログラムの開発	・「松本市地域づくり研究連絡会」との協働により、地域づくりを進めるための専門職員の育成プログラムを開発します。	○地域づくり課 ・福祉計画課 ・中央公民館
職員の能力を生かせる環境整備の検討	・各職員の持つ専門的な能力をデータベース化し、必要な時、必要な地域で活用できる体制を構築します。	○地域づくり課 ○職員課

Ⅱ 地域力の向上を図る取組みの推進

1 自治力の強化

異なる考えを持つ住民が、話し合い等を通じて折り合いをつけ、地域の課題を解決しながら暮らしていく「地域の自治力」を高めます。

(1) 地区に関する取組み

ア 施策の方向性

住民の自治意識の啓発や、地区内の情報共有、自治意識を高めるための住民の情報共有の仕組みづくりや話し合いの場づくり等を進めます。

イ 施策

施策	内 容	関係課等
地域づくりの意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・部局を横断した体制で「地域づくり市民活動研究集会」を開催し、より多様な主体が参画する集会へと内容の充実を図ります。 ・本市の特長である公民館や福祉ひろばを積極的に全国にPRすることで、地域づくりに対する市民意識の高揚を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくり課 ○中央公民館 ○政策課
地域の課題や情報の共有促進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の困りごと等を把握する地区の取組みを促進します。 ・地域の課題や現状等を住民に届ける取組みを促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりセンター ○地区公民館 ・福祉ひろば
話し合う場づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の問題や活性化に向けたアイデアなどについて、地区に関係する誰もが意見を出し合える場づくりを促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区公民館 ○地域づくりセンター ・福祉ひろば
自治力向上を図る支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市の依頼事項等について、必要性や方法を検討し、削減や改善等、地域の負担軽減を図ります。 ・地区運営の継続性を担保するため、地区団体の運営経過や決定事項等の記録・保存を支援します。 ・地区の団体等の効率的かつ自立した運営の可能性をチェックし、必要に応じて類似団体の整理・統合等、地域運営の改善を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくり課 ○地域づくりセンター ○地区公民館 ○福祉ひろば ・庁内各課

(2) 町会に関する取組み

ア 施策の方向性

出来るだけ多くの住民が町会活動に参加する体制づくりや、安心して活動できる環境づくり等を進めます。

イ 施策

施策	内 容	関係課等
町会運営力の強化	・各町会が、下記の提言にあるような手法等により、町会の存在意義や役割を再確認し、より多くの住民の理解を得られるよう、町会運営の見直しを促進します。	○地域づくり課 ○地域づくりセンター
町会活動や市民活動に対する支援の充実	・安心して市民活動や町会活動ができるよう、事故等が起こった場合の補償制度について検討します。 ・町会活動に対する財政的な支援を継続します。	○地域づくり課

【参考】松本市地域づくり市民委員会の提言（H28.12.13）より

町会の活動は日々の暮らしに密着しているため、私たちにとって町会の存在は、疑う余地がないほど当たり前になっています。そのことがかえって、町会の存在意義を確認する機会を持ちにくくしているのではないかと考えます。

しかし実際には、町会は、防災、減災、災害時の初期対応などでとても大きな力を発揮する存在です。

発想を逆転させ、「もしも町会がなかったらどうなるか」について皆で議論する中から、町会の存在意義が見えてくるのではないのでしょうか。

2 連帯力の強化

地域力の基礎となるのは、人と人とのつながりです。趣味の集まりや自由な話し合いの機会を通して、住民同士が生きがいを感じながら、つながりを創り出す「地域の連帯力」を高めます。

(1) 地区に関する取組み

ア 施策の方向性

地区における趣味の集まりの促進や自由に話せる場所の提供、支え合いの気運を醸成する事業に取り組みます。

イ 施策

施策	内 容	関係課等
公民館、福祉ひろばの「集う、学ぶ、つなぐ」機能の強化	・住民のつながりを生み出すことを目的とする公民館や福祉ひろばの講座等を推進します。 ・福祉ひろばサロン等、住民が自由に集い交流できる場を創出します。	○地区公民館 ○福祉ひろば
支え合いの地域づくりに向けた学習、啓発事業の推進	・社会福祉協議会との連携により、地域福祉を進める学習会や見守り安心ネットワーク事業の推進を図ります。 ・地区別地域福祉計画等に基づく事業を推進します。	○福祉ひろば ・地区公民館 ・地域づくりセンター

(2) 町会に関する取組み

ア 施策の方向性

町会連合会との協働により、町会活動への参加を促進する町会や町内公民館の取組みを支援します。

イ 施策

施策	内 容	関係課等
町会加入の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 地区別の地区紹介パンフレットを作成し、転入者に対する町会活動の説明や加入促進の案内を行います。・ 加入促進ポスター、DVDの作成検討や、市民課ロビー、ホームページ等による情報発信を進めます。・ 町会活動への住民理解を進めるため、各町会で下記の提言にあるような取組みを促します。	○地域づくり課 ・ 市民課 ・ 地域づくりセンター
町内公民館活動の活性化支援	<ul style="list-style-type: none">・ 町会居酒屋や夏祭り等、住民の絆を深める町内公民館活動に対し、助言や支援を行います。	○地区公民館 ・ 中央公民館

【参考】松本市地域づくり市民委員会の提言（H28.12.13）より

○ 開かれた町会運営を行うこと

住民に興味や関心を持ってもらうためには、まずは町会に関する情報を知ってもらうことが必要です。そのため、予算・決算、入会金の根拠、町会の役割等、町会の活動内容を積極的に開示すべきと考えます。マスコミやSNS等を活用し、町会の活動内容や楽しさを積極的にPRすることも効果的です。

3 教育力の強化

下記の提言にあるように、役員の中には「町会活動が負担からやりがいが変わった。」という声もあります。

教育委員会と連携し、地域のために労力を使うことを、負担ではなく生きがいを感じるような地域の仕組みづくりを進め、担い手を育む「地域の教育力」を高めます。

【参考】松本市地域づくり市民委員会の提言（H28.12.13）より

役員に関しては、「大変」、「仕事の量が多い」といったイメージが先行し、「役員なんてやるべきものではない」と思っている人が多いです。

しかし、役員経験者からは、

- ・ 役員を引き受けた当初は気が進まなかった。実際、大変ではあったが、やってよかった。
- ・ 役員になって初めて、町会が何を行っているかを知った。
(役員が、夜道の安全のために、防犯灯が切れていないか見回ってくれている等)

といった声が聞かれます。

役員には「大変」な面がある一方で、「やりがい」もあります。

(1) 地区に関する取組み

ア 施策の方向性

学びを通して知人、友人を増やしたり、自身の活躍の場を創出することで、「自分たちの地域は自分たちで創る」という意識を醸成し、地域の担い手を育むような取組みを、地区の関係団体等との協働により進めます。

イ 施策

施策	内容	関係課等
地域づくりの担い手の発掘と育成	・役員にこだわらず地域の中から発掘した人材に対して、学びと活躍の機会を提供することで、地域の担い手を育てていく「担い手づくりの仕組み構築事業」を推進します。	○地域づくり課 ○中央公民館 ・福祉計画課 ・地区公民館 ・地域づくりセンター
地域への若者や子どもの参画の推進	・主体性をもって地域で活躍する若者や子どもの育成を推進します。	・福祉ひろば ・こども育成課 ・地域包括支援センター ・健康づくり課
お互いを尊重し合う取組みの推進	・地区の関係団体との協働により、高齢者、若者、子ども、男性、女性、性的マイノリティ、障害者、外国人住民、生活困窮者等、異なる立場の住民が交流し、互いに理解し合う機会を創出します。	○地区公民館 ・福祉ひろば ・地域づくりセンター ・人権・男女共生課 ・こども育成課

(2) 町会に関する取組み

ア 施策の方向性

役員以外の住民が積極的に町会活動に参画する仕組みづくりを促進します。

イ 施策

施策	内容	関係課等
役員以外の人材活用の促進	・町会に、役員以外の住民も活躍できるような機会を創出するとともに、町会と市民活動団体等との協働による地域活動を促進します。	○地域づくり課 ・地域づくりセンター ・中央公民館 ・地区公民館 ・福祉ひろば

4 文化力の強化

その地域を思い起こさせる風景、史跡、風習、歌、食、歴史等は、そこに暮らす住民の心の拠り所であり、皆で共有する地域の文化です。これらを積極的に掘り起し、守り、育てることで、「地域の文化力」を高めます。

(1) 地区に関する取組み

ア 施策の方向性

地域に対する愛着心の醸成や地域おこし活動への活用等、地域の文化を最大限に生かす取組みを支援します。

イ 施策

施策	内 容	関係課等
地域の文化の掘り起しや保存活動の支援	・地区の団体と連携しながら、地域に根差した文化の掘り起しや保存、継承活動を支援します。	○地区公民館 ・文化財課
地域の文化を活用した地域振興活動の支援	・地区の団体や大学等と連携しながら、地域の文化を活用した地域おこし事業を支援します。	○地域づくりセンター ○地区公民館

(2) 町会に関する取組み

ア 施策の方向性

身近な地域の伝統行事等を、単に行うだけでなく、背景にある歴史や由来等も併せて学び、次代へ継承していく取組みを支援します。

イ 施策

施策	内 容	関係課等
町会単位の伝統行事継承の支援	・町内公民館等が行う、町会等の身近な地域における伝統行事の学習、記録、継承事業を支援します。	○地区公民館 ・こども育成課

Ⅲ 地域課題の解決に向けた取組みの推進

1 地域が提起する課題への取組みの推進

住民自らが見出した地域課題の解決に当たっては、地域づくりセンター等の地区の行政機関が、住民による課題の設定や共有を支援するとともに、学習、話し合い、関係機関等との調整等、課題解決に必要な取組みを地域との協働により進めます。

(1) 課題の把握、共有の促進

ア 施策の方向性

地域に関する情報は、行政の各担当課が個別に持っていますが、人口、医療、産業、防災、交通等、分野の異なる情報を地区ごと、町会ごとにまとめ、総合的に地域を俯瞰できる資料がないのが現状です。

地域づくりセンターが中心となって地域課題の掘り起しに資する地域の情報をまとめ、住民に提供することで課題の発見、共有を促します。

イ 施策

施策	内容	関係課等
地区の現況データ等の整理、提示	・地区の現況や将来の姿を知る資料として「(仮称)地区診断書」を作成し、住民に提示します。	○地域づくりセンター ・地域づくり課 ・各担当課
地区の問題把握の拠点機能の充実	・住民の困りごとが集まり、必要に応じて市民相談課等の担当課につなぐとともに、地域の問題として整理する「地区の問題把握の拠点機能」の充実を図ります。	○地域づくりセンター ・市民相談課 ・地域づくり課 ・各担当課 ・健康づくり課

(2) 課題設定の支援

ア 施策の方向性

地域課題を解決するには、始めに解決すべき課題をどう設定するかが重要となります。地域づくりセンター等が、住民による地域課題の適切な設定を支援します。

イ 施策

施策	内容	関係課等
地域課題を設定する場づくりの支援	・学びを通して把握した問題の本質を見極め、解決すべき地域課題を設定するための場づくりを支援します。	○地域づくりセンター ○地区公民館 ・福祉ひろば ・地域包括支援センター ・健康づくり課

2 行政が提起する課題への取組みの推進

将来を見据えて行政が提起する地域課題については、課題に関わる担当課が中心となり、地域づくりセンターが地区を担当する職員等との連携を調整しながら、住民との協働による課題解決に取り組みます。

(1) 施策展開を調整する庁内体制の整備

ア 施策の方向性

地域において展開すべき施策はいくつもあるため（P 4 1 参照）、関係課が個別に地区と調整することは効率的でなく、役員の負担にもなります。

地域で施策を展開する前に、庁内で調整する体制を構築します。

イ 施策

施策	内 容	関係課等
地域で取り組む施策を調整する体制の構築	・地域で展開する複数の施策について、施策の優先順位や組合せを調整する庁内会議を設置します。	○地域づくり課 ・福祉計画課 ・中央公民館 ・施策担当課 ・地域づくりセンター

(2) 施策展開のための調整の場づくり

ア 施策の方向性

行政が提起する地域課題は、住民が問題を十分に理解し、合意した上で、協働により解決していく必要があります。

地域で施策を展開するに当たっては、施策担当課が、地域及び地区の行政機関と十分に調整した上で進めます。

イ 施策

施策	内 容	関係課等
関係課、地域及び地区の行政機関の調整の場づくりの推進	・施策担当課は、地区において施策を展開する前に、地域づくり課との連携により、関係課、地区の行政機関、地区の役員等が施策やその展開方法等について調整する場を設けます。	○地域づくり課 ○施策担当課 ・福祉計画課 ・中央公民館 ・地域づくりセンター

3 地域課題の解決に向けた実践等の推進

(1) 学習・話し合いの推進

ア 施策の方向性

地域課題の解決に向けた取組みを進めるに当たっては、まずは緩やかな協議体や地域ケア会議等の場を活用しながら、学習や話し合いを進めます。

課題学習については、公民館が中心となり住民の学びをコーディネートします。

イ 施策

施策	内容	関係課等
地域課題に関する学習機会の提供と学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ・緩やかな協議体や地域ケア会議等の場を活用しながら、幅広い住民が地域課題を共有し、課題についての理解を深めるための学習機会を提供します。 ・問題意識を持った住民が行う学習に対して必要に応じた支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区公民館 ・福祉ひろば ・地域づくりセンター ・地域包括支援センター ・健康づくり課
地域課題に関する話し合いの場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の関係団体等と連携し、緩やかな協議体や地域ケア会議等の場を活用しながら、具体的な課題の解決について住民が話し合う機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりセンター ○地区公民館 ○福祉ひろば ○地域包括支援センター ・健康づくり課

(2) 計画づくりや実践への支援

ア 施策の方向性

住民が話し合いによって合意した事項を円滑に実践へと移行していくため、取組みの優先順位や役割分担等の計画化を支援するとともに、実践する上で必要な財政支援制度の充実を図ります。

イ 施策

施策	内容	関係課等
地区別地域づくり計画への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて防災や交通等の地域課題を盛り込むことで、地区別地域福祉計画を地区別地域づくり計画へと移行する取組みを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりセンター ・福祉ひろば ・地域づくり課 ・福祉計画課
地域づくり活動への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「松本市地域づくり推進交付金」や「松本市地域振興事業補助金」に係る検証や制度の見直しを行います。 ・市以外の制度も含めた人的、財政的支援の情報を収集し、地区の団体等に提供していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくり課 ・地域づくりセンター

《 地区別地域づくり計画 》

地区別地域づくり計画は、各地区で策定した地区別地域福祉計画をベースとする計画で、地域福祉計画を見直す際等に、防災や交通等の地域課題に関する取組みについても盛り込むことで、地域づくり計画へと移行させます。

移行の期限は設けず、地域課題に対する地区の取組方針が定まり、地域福祉計画をステップアップさせた方が良く地区が判断した時に移行します。

移行後の地域づくり計画は、地区の地域づくりの進展に応じて、随時内容を見直し、充実させていきます。

地域との協働により進める行政施策一覧

No.	施 策	施策担当課	主な関係課
1	地域における人権意識の醸成 ・ 地域における人権擁護、啓発活動の推進 ・ 地域における男女共同参画の推進 ・ 地域における多文化共生の推進 等	人権・男女共生課	学校指導課 生涯学習課
2	地域への移住・定住の促進 ・ 松本暮らし定住化促進事業	都市交流課	都市政策課 労政課 農政課
3	地域の公共施設整備 ・ 地域の公共施設の規模や配置の見直し ・ 幹線道路整備事業 ・ 地域の生活道路整備事業 ・ 地域の河川・水路整備事業 等	契約管財課 建設課	都市政策課 維持課 耕地林務課 その他施設所管課
4	地域の防災力の向上 ・ 自主防災組織活性化の推進 ・ 防災意識啓発の推進 ・ 避難所運営委員会の設立の促進、運営体制の整備 ・ 消防団員の確保 等	危機管理課 消防防災課	
5	地域の生活困窮者支援 ・ 生活困窮者自立支援法関連事業 等	市民相談課	生活保護課
6	地域における消費者被害等の防止 ・ 消費者被害等防止のための地域連携事業 等	市民相談課	福祉計画課 高齢福祉課 消防防災課等
7	地域における環境負荷の軽減 ・ 再生可能エネルギーの活用 ・ ごみの減量 等	環境政策課 環境業務課	
8	地域の環境美化 ・ 環境美化活動等市民活動の促進 ・ ポイ捨て防止パトロール事業 ・ 河川清掃等の実施 等	環境業務課 環境保全課	環境政策課
9	地域の継続的な健康づくりの推進 ・ 市民歩こう運動 ・ 退職後男性の健康づくり事業（スポーツボイス） ・ J A G E S（健康と暮らしの調査）結果の還元、課題の検討 ・ 四肢筋力アップ検証事業 ・ 身体活動維持向上事業 ・ 健康づくり推進員 ・ 食生活改善推進員 ・ 地区別介護予防講座 等	福祉計画課 健康づくり課	スポーツ推進課

No.	施 策	施策担当課	主な関係課
10	地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区別地域福祉計画及び地域福祉の推進 ・ 災害時要援護者登録制度 ・ 気づき見守るための地域支援者の育成 ・ 地区敬老行事及びふれあい会食会事業 等 	福祉計画課 高齢福祉課 健康づくり課	中央公民館 地区公民館
11	地域での子どもの見守り、育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども会活動への協力 ・ こどもの居場所づくり ・ 保育園と地域との交流 ・ 通学路の安全対策 ・ 松本版信州型コミュニティスクール事業 等 	こども育成課 こども福祉課 保育課 学校教育課 学校指導課	福祉計画課 建設課 維持課 生涯学習課
12	地域の農林業振興 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の松くい虫対策の推進 ・ 松くい虫被害材の活用 ・ 農業振興地域整備計画の推進（地区農振協） ・ 鳥獣被害防止総合対策（防護柵、駆除） ・ 人・農地プラン推進事業 ・ 農地中間管理事業 ・ 機構集積協力金事業 ・ 経営所得安定対策直接支払推進事業 ・ 中山間地域等直接支払事業 ・ 多面的機能支払交付金事業の推進 等 	農政課 環境政策課 耕地林務課	西部農林課
13	地域の商工業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街の振興 ・ 新規開業支援（家賃補助、利子補給）事業 等 	商工課	
14	地域の空き家対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 信州まちなかりノベーション事業 ・ 空き家等の適正管理の推進 ・ 松本暮らし定住化促進事業 	政策課 環境保全課 都市政策課	都市交流課 資産税課 高齢福祉課 商工課 建築指導課
15	地域の交通対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域主導型公共交通事業 等 	交通安全・都市交通課	

IV 施策の指標及び目標値

基本方針	基本施策	施策の項目	指標	目標値 (33年度末)
基盤づくりの推進	5つの協働体制の構築	地域の協働体制	緩やかな協議体の意義を議論した地区数(未設置)	4
			緩やかな協議体の検証を行った地区数	31
			各地区団体の目標確認を行った地区数	35
		地区支援機関の協働体制	地域づくりセンター業務の明確化	完了
			(仮称)地区支援企画会議の設置地区数	35
		本庁各課等の協働体制	本庁地区支援チームの体制づくりのルール化	整備済
			地域づくり関係課調整会議の年間開催数	12
		市民活動団体や大学等との協働体制	市民活動サポートセンターによる市民活動団体等の情報集約	完了
			市民活動サポートセンターが地域と市民活動団体との協働を調整する体制づくり	整備済
			「地域づくり研究連絡会」による人材育成、地区支援方策の研究	推進
		総合的な協働体制	実行計画の推進に向けた分野別調整会議の年間開催数	24
			地域づくりに係る職員配置の適正化	推進
	地区の団体と行政との役割分担を調整した地区数		35	
	職員の人材育成	基本的能力の向上	採用5年以内の地域づくりに係る職員研修の実施数	3
			地域への職員の積極的参加	推進
			職員の役割を確認する研修の実施数	1
		実践技術の習得	地域づくり関係課のコミュニケーション能力研修の実施課数	3
			地域づくり関係課のコーディネート、ファシリテート研修の実施課数	6
		育成体制の整備	大学等との協働による職員育成プログラムの開発	推進
			職員の能力を生かせる環境の整備	推進
	地域力の向上を図る取組みの推進	自治力の強化	地区に関する取組み	部局横断による地域づくり市民活動研究集会の開催
課題や情報を地域で共有する取組みの実施地区数				35
広く住民が意見交換する機会を創出している地区数				35
市の依頼事項の削減				推進
町会に関する取組み		町会運営力の見直しに取り組んだ地区数	35	
		町会活動や市民活動の補償制度の検討	推進	
連帯力の強化		地区に関する取組み	住民が自由に集い交流する場を設けた地区数	35
			地域課題に係る学習活動を実施した地区数	35
		町会に関する取組み	町会加入の促進に向けた取組みを促進した地区数	35
			町内公民館活動の活性化に向けた助言、支援を実施した地区数	35

基本方針	基本施策	施策の項目	指 標	目標値 (33年度末)
地域力の向上を図る取組みの推進	教育力の強化	地区に関する取組み	「担い手づくりの仕組み構築事業」の実施地区数	35
			若者や子どもの主体形成を促す事業の実施地区数	35
			異なる立場の住民が交流する事業を実施した地区数	35
	町会に関する取組み	住民が活躍する機会を設けた地区数	35	
	文化力の強化	地区に関する取組み	地域文化の掘り起しや保存活動の促進	推進
			地域の文化を活用した地域振興活動の促進	推進
町会に関する取組み		町会単位の伝統行事継承の促進	推進	
地域課題の解決に向けた取組みの推進	地域が提起する課題への取組みの推進	課題の把握、共有の促進	(仮称) 地区診断書を作成した地区数	35
			地区の問題把握の拠点機能の充実	推進
		課題設定の支援	地域課題を設定する場づくりの支援	推進
	行政が提起する課題への取組みの推進	施策展開を調整する庁内体制の整備	地域で取り組む施策を調整する庁内会議の設置	設置済
		施策展開のための調整の場づくり	関係課、地域及び地区の行政機関の調整を経て地区に入った施策数	3
	地域課題の解決に向けた実践等の推進	学習・話し合いの推進	地域課題に関する学習機会を提供した地区数	35
			地域課題に関する話し合いの場を設けた地区数	35
		計画づくりや実践への支援	地区別地域福祉計画を地域づくり計画に移行した地区数	35
			地域づくりに係る財政支援策の見直しの推進	推進

資 料 編

【用語解説】

1 協働

本市は、「市民活動と協働を推進するための基本指針」（平成27年12月策定）の中で、「協働とは、複数の団体が目的を共有し、連携・協力して活動すること」と定めています。

2 地区

本計画における「地区」とは、松本市を構成する35の地区（第一、第二、第三、東部、中央、城北、安原、城東、白板、田川、庄内、鎌田、松南、島内、中山、島立、新村、和田、神林、笹賀、芳川、寿、寿台、岡田、入山辺、里山辺、今井、内田、本郷、松原、四賀、安曇、奈川、梓川、波田地区）のことを指します。

3 ソーシャルキャピタル

人々が持つ信頼関係や人間関係のことで、「社会関係資本」ともいいます。ソーシャルキャピタルの考え方は、本市が公民館や福祉ひろば等の活動を通じて、地域の絆づくりや信頼関係の構築を進めてきたことと重なり、地域づくりの原動力としてきた「地域力」とも合致するものです。

4 町会

町会は、基本的に全世帯（住民）が参加することが可能で、地域住民の意思を代表できる組織として準公共的な性格を有しています。多くの住民は、町会を“地域を代表する意思決定機関であり、地域生活になくてはならない組織である”と認識しています。

他方、町会には戦争遂行の末端組織として利用されたことで、1947年（昭和22年）に連合国軍総司令部（GHQ）から解散令（ポツダム政令第15号）が出された経験を踏まえ、“町会は行政の末端機関ではない独立した組織である”ことを町会と市の双方が常に確認しながら協働関係を築いています。

5 地域包括ケアシステム・松本モデル

地域づくりセンター体制という地域拠点機能を生かし、地域住民と医療、介護従事者、行政関係者が顔の見える関係を築きながら、高齢者も、障害者も、誰もが、住み慣れた家で、地域で、自分らしく暮らし続けることができる仕組みのことです。

6 地域にある様々な重要課題

地域課題の中でも、複数の課題が絡み合い、今後深刻化が予想されるような課題で、現在、本市では次のような重要課題が挙がっています。

地域包括ケアシステムの構築、地域の防災体制の整備、地域の交通対策、子どもの安全の確保、空き家・空き地の利活用、生活困窮者対策、地域資源を活用した地域振興、自然エネルギーの公共的利用 等
--

7 コミュニティワーク

コミュニティワークは、地域援助技術と訳され、地域社会の問題を解決していく専門技術であり、計画立案や運営管理の技法をあわせ持つソーシャルワークの一方法です。

具体的には、地域社会に共通する福祉ニーズや課題の解決を図るために、地域診断や社会サービスの開発、地域組織のコーディネート、各機関や組織との連携・調整等、住民組織や専門機関等の活動を支援することに用いられます。

第2次松本市地域づくり実行計画 策定の経過

日 付	実施事項
24 3. 31	第1次松本市地域づくり実行計画を策定
.	
28 10. 12	第1回松本市地域づくり推進庁内調整会議で計画見直しの進め方を協議
.	
21	第1回松本市地域づくり推進庁内調整会議幹事会で計画骨子（案）を協議
11. 8	第2回松本市地域づくり推進庁内調整会議で計画骨子（案）を協議
14	第2回松本市地域づくり推進庁内調整会議幹事会で計画（素案）を協議
22	第3回松本市地域づくり推進庁内調整会議で計画（素案）を協議
12. 12	第1回松本市地域づくり実行計画見直し庁内会議で計画見直し方針を協議
13	松本市地域づくり市民委員会が市長へ提言書を提出
29. 1. 31	第2回松本市地域づくり実行計画見直し庁内会議で計画見直し方針を協議
2. 2	第3回松本市地域づくり推進庁内調整会議で計画（案）を協議
3	第6回松本市地域づくり市民委員会で計画（案）を協議
6	庁議で計画見直し方針を協議
10	第4回地域づくり推進庁内調整会議で計画（案）を協議
17	第4回地域づくり推進庁内調整会議幹事会で計画（案）を協議
21	第5回地域づくり推進庁内調整会議で計画（案）を協議
3. 8	松本市町会連合会常任理事会で計画見直し方針を報告
10	市議会経済地域委員協議会で計画（案）を協議
21	庁議で計画案を協議
13	第3回松本市地域づくり実行計画見直し庁内会議で計画（案）を協議
23	第12回定例教育委員協議会で計画（案）を報告
4. 18	市議会経済地域委員協議会で計画（案）を協議
23	パブリックコメントを実施（5.23まで）
5. 29	第2次松本市地域づくり実行計画を策定
6. 16	市議会経済地域委員協議会で計画策定を報告

(目的)

第1条 この条例は、地域づくりの基本理念等を定めることにより、主役である市民と市との協働による地域づくりを推進し、互いに助け合い、学び合い、安心して暮らせる持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり 安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、市民が主体となって地域課題を解決していく活動や取組みをいう。
- (2) 市民活動団体 市民活動を行う自立的なグループ・団体（特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益的法人、共益団体、地縁型組織等）をいう。

(基本理念)

第3条 地域づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- (1) お互い様の精神を基本としながら、市民による地域課題の共有と、地域づくりへの主体的な参加を図り、もって公共の福祉を増進すること。
- (2) 日常生活圏である地区を単位として、既存の自治の仕組みを生かし、町会と市との協働を基本としながら進めること。
- (3) 市民活動団体、大学等との連携を図りながら、各地区の課題解決に取り組むこと。

(地域づくりセンター)

第4条 市は、地域づくりを推進するための拠点として、各地区に地域づくりセンター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターは、地区の支所・出張所、福祉ひろば及び公民館と一体となり、市民による地域づくりを支援する。

(センターの名称及び位置)

第5条 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(センターの所掌事項)

第6条 センターは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域課題の把握、集約、整理及び解決に向けた支援
- (2) 地区関係団体の育成、支援及び相談の対応
- (3) 市と地区関係団体等との連絡調整
- (4) 地域づくりの推進に向け、地区関係団体等で構成される協議組織が行う地区の計画策定事務等の支援
- (5) 地区行事の支援

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日条例第16号）

この条例は、平成27年4月10日から施行する。

別表（第5条関係）

名称	位置
第一地区地域づくりセンター	松本市中央1丁目18番1号
第二地区地域づくりセンター	松本市本庄2丁目3番23号
第三地区地域づくりセンター	松本市中央4丁目7番28号
東部地区地域づくりセンター	松本市女鳥羽2丁目1番25号
中央地区地域づくりセンター	松本市大手3丁目8番1号
城北地区地域づくりセンター	松本市開智2丁目3番39号
安原地区地域づくりセンター	松本市旭2丁目11番13号
城東地区地域づくりセンター	松本市元町3丁目7番1号
白板地区地域づくりセンター	松本市城西1丁目6番17-3号
田川地区地域づくりセンター	松本市渚3丁目2番7号
庄内地区地域づくりセンター	松本市出川1丁目5番9号
鎌田地区地域づくりセンター	松本市両島5番50号
松南地区地域づくりセンター	松本市芳野4番1号
島内地区地域づくりセンター	松本市大字島内4970番地1
中山地区地域づくりセンター	松本市大字中山3746番地1
島立地区地域づくりセンター	松本市大字島立3298番地2
新村地区地域づくりセンター	松本市大字新村2179番地7
和田地区地域づくりセンター	松本市大字和田2240番地31
神林地区地域づくりセンター	松本市大字神林1557番地1
笹賀地区地域づくりセンター	松本市大字笹賀2929番地
芳川地区地域づくりセンター	松本市野溝東2丁目10番1号
寿地区地域づくりセンター	松本市大字寿豊丘424番地
寿台地区地域づくりセンター	松本市大字寿豊丘649番地1
岡田地区地域づくりセンター	松本市大字岡田町517番地1
入山辺地区地域づくりセンター	松本市大字入山辺1509番地1
里山辺地区地域づくりセンター	松本市大字里山辺2930番地1
今井地区地域づくりセンター	松本市大字今井2231番地1
内田地区地域づくりセンター	松本市大字内田2203番地1
本郷地区地域づくりセンター	松本市浅間温泉2丁目9番1号
松原地区地域づくりセンター	松本市大字松原39番地1
四賀地区地域づくりセンター	松本市会田1001番地1
安曇地区地域づくりセンター	松本市安曇1061番地1
奈川地区地域づくりセンター	松本市奈川3301番地
梓川地区地域づくりセンター	松本市梓川梓2288番地3
波田地区地域づくりセンター	松本市波田4417番地1

松本市地域づくり市民委員会設置要綱

平成23年7月8日

告示第369号

改正 平成26年3月31日告示第102号

平成27年3月31日告示第166号

(目的)

第1条 この要綱は、本市にふさわしい地域づくりを推進するため、松本市地域づくり市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域づくりの推進に係る計画の策定に関すること。
- (2) 本市にふさわしい地域づくりの推進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 市民委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域づくり活動関係者
- (2) 社会教育活動関係者
- (3) 市民活動関係者
- (4) 産業分野別関係者
- (5) 有識者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、市民委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、地域づくり部地域づくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年7月8日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第102号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第166号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

第3期松本市地域づくり市民委員会委員名簿

氏名	所属団・役職等	備考
平林 大喬	松本市町会連合会会長	副委員長
草深 邦子	松本市民生委員・児童委員協議会	
井上 真由巳	松本市健康づくり推進員連合会会長	
宮林 孝子	松本市子ども会育成連合会会長	
古幡 安志	松本市社会福祉協議会 地域福祉課 課長補佐	
大澤 好市	元松本市町会連合会会長	
白木 好雄	松本市町内公民館長会会長	
山口 茂	松本市公民館報全市版編集委員会委員長 上高地線応援隊隊長	
佐藤 佳子	松本市市民活動推進委員会	
倉澤 聡	都市計画家	
赤沼 留美子	市民活動団体(松本わらべ館設立準備室代表)	
浜浦 竹瑠	松本商工会議所・管理部会員・共済・広報グループ	
高山 拓郎	JA松本ハイランド農業協同組合代表理事専務理事	
角野 園恵	元松本市福祉ひろばコーディネーター	
廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部准教授	委員長
北野 雅弘	元和田地区地域づくり協議会会長	

第2次松本市地域づくり実行計画

平成29年6月発行

発行 松本市
松本市丸の内3番7号
TEL 0263-34-3000 (代表)

編集 松本市地域づくり部地域づくり課

印刷 松本市総務部行政管理課印刷室
松本市丸の内3番7号

